

# 大阪刑事訴訟法研究会 「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」 (2015年6月20日)

辻本典央／大阪刑事訴訟法研究会 (編)

編者はしがき (辻本典央)

辻本典央「石松判決の特徴」

石川元也「大阪刑事訴訟法研究会における裁判官会員の果たした役割」

喜多村治雄「全国裁判官懇話会の果たした役割」

小杉丈夫「司法研修所教官としての石松先生」

浦 功「石松先生と弁護士活動」—石松先生弁護士活動25年の御活動

浅田和茂「陪審制度を復活する会」と石松先生

樺島正法「陪審制度を復活する会」

石松竹雄「法曹生活65年の想い」

## 編者はしがき (辻本典央)

本稿は、大阪刑事訴訟法研究会が、石松竹雄先生(元大阪高等裁判所判事、現大阪弁護士会所属)の卒寿祝賀を記念して、2015年6月20日に開催したシンポジウムにおける報告を紹介するものである。

石松先生は、裁判官の現役時代は、言わずと知れた、関西を代表する御一人であった。その略歴は、次のとおりである。先生は、1950年4月に、裁判官に任官された後、大阪地裁部総括、司法研修所教官、大阪高裁部総括などを歴任され、1990年3月に、定年退官された。その裁判官生活の大半において刑事部に所属され、人権保障の観点から、多くの注目すべき判決・決定に関与された。また、1974年以降は、「全国裁判官懇話会」の世話人を務められ、司法の独立と、あるべき裁判官像などの論議に尽力して

こられた。石松先生のこのような功績を讃えて、1990年12月には、大阪刑事訴訟法研究会のメンバーと、裁判官有志の方々から、退官記念論文集『刑事裁判の復興』（勁草書房）が献呈されている。さらに、裁判官を退官後は、弁護士として御活躍になられているが、これも、既に25年に及んでいる。この間を通して、石松先生は、本大阪刑事訴訟法研究会にも、1955年の発足後間もない頃より参加され、実務と理論の架け橋となるべく貢献してこられた。

関西に本拠を置く本学としても、歴代の刑事法スタッフ（平場安治、鈴木茂嗣、山本正樹、辻本典央）が本研究会に携わってきた御縁もあり、関西を代表する裁判官であられた石松先生の卒寿をお祝いすべく、本稿の掲載に及んだ次第である\*。

## 辻本典央「石松判決の特徴」

### 1. はじめに

石松先生、本日は大変おめでとうございます。私からは、石松先生が関与されました裁判（以下、石松判決という）について御紹介させていただきます。資料といたしまして、前掲『刑事裁判の復興』の末尾に掲載されている、石松判決のうち著名な64件を紹介した部分のコピーをお配りしております。

なお、本報告に際しまして、石川元也先生より詳細なレクチャーを頂き、

---

\* 本稿の掲載にあたり、シンポジウムの録音データを原稿に起こしてくれた労に対して、下記の辻本ゼミ学生諸君に感謝申し上げる。荒田勇登、松村修斗、新川裕貴、藤吉秋音、青戸菜々美、小林真琴、北川佳奈、神戸拓、西本匠、甲田祐一、千切優花、西城淳平、阿部薫、吉賀千綾紗、古川豪悟、永井くるみ、野田美奈子、吉田友貴子、大井雄介、小橋りさ、瀬戸敦史、吉川英理子、馬場遼介、横山直人（以上、敬称略）。

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

当時の貴重な資料等も御提供いただきました。また、山名京子先生からは、関西大学で行われた石松先生の御講演を収録した文献(石松竹雄「講演録・裁判雑感」関西大学法科大学院ロージャーナル8号41頁)を御提供いただきました。これらは、石松先生の本音を探ることができるものであり、御紹介させていただくと共に、御両名に御礼申し上げたいと思います。

報告に際して、64件の石松判決を時系列的に眺めていくという方法もありうるのですが、体系的に整理をしてみればなんらかの特徴が見えてくるのではないかということで、刑事実体法の問題、刑事手続法の問題、そして公安事件や外国人関連の事件など基本的人権に関する問題にわけて、整理をしてみました。

## 2. 刑法総論の問題

刑法総論の問題として、実行の着手に関する判決が目立ちます。例えば大阪地判昭45・6・11判タ259号319頁は、最終的に実行の着手を否定した例ですが、これは、被告人3名が強姦目的で被害者女性を自動車内に引きずり込んだという事件で、刑法の教科書に出てくるダンプカーに引きずり込んだ事件とよく似た事案です。本判決は、自動車に引きずり込む行為は強姦に適した場所に連れ去るためのいわば準備行為であって、強姦手段としての定型性を有するものではないとして、実行の着手を否定しています。また、承継的共同正犯の問題に関しては、殺人被告事件で後から関与した共犯者の責任が問われた事案で、承継的共同正犯の成立をはっきり否定しておられます。

実体法領域で特に注目されるのは、違法性に関する判断ではないかと思われます。例えば労使交渉で子会社の組合員が親会社の社長を交渉目的で短時間監禁した事案(大阪高判昭58・5・10判時1088号150頁)や、有名な「劇団はぐるま座事件」で、劇団員が公安警察官を発見して監禁したと

いう事案（大阪高判昭52・2・7判時863号120頁）などで、いずれも、無罪判決が下されています。その理由として、前者では、労使交渉として正当行為である、後者では、超法規的違法阻却である、という点が挙げられています。また、可罰的違法性論について、後ほど網田裁判長との関わりも出てくるかと思いますが、大阪地判昭37・12・24判時326号14頁の事案が目玉されます。これは、夫婦喧嘩で傷害自体は非常に軽微なものであった事案ですが、いわゆる可罰的違法性を欠くという理由で、その傷害罪について無罪とされています。この事件は、先ほど紹介させていただいた講演録の中に逸話が紹介されています。当時、石松先生が網田裁判長の下で陪席を務めておられた時の事ですが、合議体としては初めから無罪の結論で固まっていたが、その判決理由に悩まされたということです。当時、網田裁判長は、全て陪席に任せて、肝心なところだけ自分が意見を述べるという姿勢で臨まれていたようなのですが、この事件では、珍しく裁判長自身が判決の起案をされたとのことでした。網田裁判長は、宮本英脩先生の理論を参考に、一晚でこの可罰的違法性論を基にして起案されたとのことでした。

（石松先生より御発言）

「それはちょっと間違いです。網田さんはね、こんなことで有罪になるのだったら、俺は何回刑務所に行ったかわからんと言って、合議の結果無罪の結論が出ていたのです。それで、楠本君が判決を書き始めたんですけど、理由がうまく書けないと申し出たんです。それでね、石松書いてみるかということで、僕が、一晚で宮本英脩先生の本を参考に書き上げて提出したのですが、網田さんは、一読してこれで行こうと言って、ポンと引き出しの中に入れて鍵かけてしまってそのまま判決期日に言い渡しました。網田さん、いつもそういうやり方だったんですよ。」

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

それは、私が読み間違いをしていたようです。こういうお話が出てくるのも、今日ならではの事なのでお許してください。非常に貴重なお話をいただきました。そういった網田裁判長の御指導の下に、石松先生の判決が積み重なられていくことになります。

他に、正当防衛の問題として、例えば正当防衛そのものを正面から認めただけでなく、過剰防衛に当たるとされた事案も注目されます。例えば大阪地判昭38・8・8判時355号75頁や大阪高判昭54・9・20判時953号136頁では、過剰防衛としつつ、刑の免除まで認めており、実質的にはかなり無罪に近い判断をしておられる点が注目されます。

故意の問題に関して、例えば大阪高判昭54・7・10判時974号135頁は非常に注目されるところです。これは、殺人未遂で起訴された事案ですが、原審が殺意を認めたのに対して、これを否定する判決が下されています。本件の具体的事実、被告人は、強姦目的で運転中の車を被害者に追突させたというものですが、被告人は事故により被害者が弱ったところを暴行しようとしていたというのです。速度は、時速35キロであったと認定されています。石松判決は、強姦目的で追突しているのに殺意があるのはおかしいのではないかとすることで、殺意を否定したわけです。

### 3. 刑法各論、特別法の解釈

刑法各論及び特別法の解釈についても、注目される判決が見られます。いくつか拾ってみますと、有名なタクシー汚職事件の高裁判決（大阪高判昭58・2・10判時1076号3頁）で、国会議員の職務権限について、これは今でも刑法各論の大きな論点であります。職務権限の判断を示し、賄賂性を肯定するという判断がみられます。また、大阪高判昭63・9・29判時1306号138頁は、威力業務妨害の事件ですが、税務署の職員が税務調査に赴こうとするときにこれを妨害したという事案で、業務遂行に向けた出張

行為も業務に該当すると判断されています。このような判断は、当時の学説に配慮しつつ、妥当な結論を導こうという考えがあったのではないかとと思われるところです。

特別法に関しては、詳細な判断が随所で示されています。例えば、大麻取締法違反の事案（大阪高判昭59・11・1判時1163号156頁）ですが、大麻草の「種子」も大麻に当たるのかが問題となった事件で、種子は大麻に含まれないと判断されています。

#### 4. 手続法の解釈

続いて手続法の方に目を向けていきたいと思います。

まず、捜査段階では、現行犯逮捕に際しての無令状捜索・差押さえについて判断された事案（大阪地決昭47・4・27判時670号101頁）が注目されます。これは、石松先生がまだ地裁におられた時の判決ですが、いわゆる佐藤首相神戸抵抗抗議統一行動事件ということで、当時の世相を表すような事件です。この事件の被告人は、現行犯逮捕され、そこから1キロ離れた警察署に連行されて、そこで証拠物品を差し押さえられたという事案でした。決定によりますと、いわゆる限定説に立った上で、1キロ離れて移動した後の差押えは違法であり、さらには、その手続違反は重大であるとして、証拠排除まで認められています。

勾留・保釈に関しては、やはり高裁へ移られてから重要な判決がみられました。例えば、大阪地決昭37・9・24判時322号41頁ですが、これはまだ地裁時代の網田コートによる事件ですが、保釈取消し請求が出された事件で、取消し要件が認められるにもかかわらず、実際に取り消すかどうかの判断は裁判所の裁量に委ねられるとして、保釈取消しを認めない判断が下されています。このあたりも、網田コートの考え方など、後ほど御紹介いただければと思います。もう一件勾留の事件ですが、大阪地決昭38・4・

27判時335号50頁は、準抗告を認めて勾留決定を取り消したという事案です。その際、勾留の理由として挙げられていた罪証隠滅の虞について、これは、単なる抽象的可能性では足りず、具体的事実に基づいて蓋然的に推測されうる場合でなければならない、と判示されています。近時、勾留に関して重要な最高裁判例が出ていますが、石松判決は、既に当時から同じ発想で判断していたわけです。

公訴提起段階では、公訴権濫用に関する判断が大阪高判昭54・6・28判タ396号144頁で下されています。この問題は、学説の方からは井戸田侃先生を初め、当時しきりに議論された問題であり、裁判実務でも多くの事案で判断されたものでありますが、石松判決としての判断も注目されるところです。恐喝事件で非常に判断が難しい事案だったかと推測されるのですが、事件発生から6年経ってようやく捜査が開始されたというものでした。起訴後も公判に9年5か月もの時間がかかったということです。石松判決では、事件の難易性や他事件等の兼ね合いから、本件では、迅速手続違反ではないとして、公訴棄却の主張を退けています。この点に関して、やはり「講演録」でコメントされているのですが、当時、大阪高裁ではかなり長期間据え置かれた、いわゆる塩漬けにされていた事件が溜まっていたということです。石松先生は、そのような事件の処理を委ねられ、いわば大阪高裁の危機を救ったのだとコメントされておられました。

公訴時効に関して、大阪高判昭54・10・4判タ410号148頁は、起訴状謄本が不送達の場合に公訴時効は遡及的に停止するのcaという、これも教科書でよく見る論点が問題となった事案です。石松判決は、この点について、これを肯定する(遡及的に時効が停止する)と判断しています。周知のとおり、この考え方は、後に最高裁の判例にもなりました。石松判決では、反対説にも配慮を示しつつも、昭和28年の改正の趣旨を理由に、一律に、時効停止に制限はないのだとして、立法趣旨に遡った詳細な検討が示され

ています。

訴因変更についてもいくつか紹介されていますが、そのうち大阪高判昭56・7・27判タ454号166頁は、訴因変更の必要性が問題となった事案です。共同正犯で、実行共同正犯の現場共謀として起訴された事案ですが、公判では、被告人は実行に関与していないということで共謀共同正犯の成否が問題となり、その際、事前共謀で構成して共謀共同正犯を認定するために、訴因変更が必要かが手続上問題となったわけです。共謀の事実について、学説では、今でも議論があり、これ自体に特定性を要求し、訴因変更を必要とする事項であるとする見解も見られるところですが、石松判決では、被告人の防御の観点を重視して変更が必要であったと判断されています。

証拠法則の領域では、やはり違法収集証拠の排除如何が問題となった大阪高判昭60・11・26判時1187号153頁が目されます。これは、先行する身体拘束が違法であることを理由に、その過程で差し押えられた証拠物の排除が認められた事案ですが、この問題に関して、当時からも、現場で難しい判断が迫られていたことが伺い知れるところです。

証拠法則の領域では、特に自白の証拠能力に関する判断が、質量共に注目されるところです。自白の証拠能力の否定した例として4件ほど紹介されていましたが、例えば両手錠をかけたままの取調べや、起訴後の取調べ手続の違法を理由に、自白の証拠能力を否定されています。例えば大阪地決昭46・6・21判時643号98頁では、取調べの違法性と自白の任意性との因果性を問わないと判示されており、判決で明示されてはいませんが、違法排除説に基づいた判断ではなかったかと思われます。別件逮捕の事案は、大阪高判昭55・3・25高刑集33巻1号80頁と大阪高判昭59・4・19高刑集37巻1号98頁です。これは有名な神戸祭り事件ですが、自白の証拠能力について否定的な判断をしておられます。ただし、ここで注意が必要なのですが、例えば起訴後取調べの違法性が問題となった事案（大阪高判昭49・

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

7・18判時755号118頁)では、身体拘束中の被疑者取調べには受忍義務が課されるとの見解が示されています。その上で、起訴後(勾留中の)取調べは、同様の性質を持つものであって違法であると判示されています。もちろん、石松先生個人の見解かどうかは別の問題ですが、このあたりに、裁判官として、実務の動向への配慮と結論の妥当性の追求という点に向けた悩みが見て取れるのではないかと思います。

上訴の問題については、やはり高裁におられた関係で、注目すべき判決が見られます。例えば大阪高判昭59・9・13判タ548号286頁は、上訴審の判断の拘束力が及ぶ範囲について、検察官調書の証拠能力に関して原審が特信性を否定したのに対して、高裁は特信性がないとは言えないとして差し戻した事案です。この判決によりますと、特信性がないとは言えないという判断は、その裏返しを示すものではない、つまり特信性があるという判断ではないとして、上訴審の判断の拘束力を限定されたものでした。

## 5. 基本的人権に関する諸問題

公安関係事件や、外国人登録法違反事件などで、いくつか注目されるものがあります。例えば大阪地判昭39・3・30判時385号32頁の公務員法違反事件は、被告人は休暇闘争の実施指令を伝達するという役割を担っていたが、それは上から指令が来たのを伝達するだけのものであって、これでも煽り行為に当たるかどうか争われた事案です。判決では、煽り行為というのは勢いのある刺激を与える行為であるとする学説の多数説を引用した上で、本件ではこれに当たらないとして、無罪としておられます。また、学生運動の参加者が凶器準備集合や公務執行妨害で起訴された事案(大阪地判昭46・12・17判時663号98頁)では、警察官への暴行が職務休憩中であつた場合には公務執行妨害に当たらないということで、同罪については無罪としておられます。

最後に、外国人登録法の問題にもいくつか注目される判断があります。例えば大阪高判昭57・12・6判時1092号154頁では、有罪判決を下しておられます。ただし、この事件は、外国籍の方が通称名を使用してその申請書を作成した行為について、文書偽造罪でも起訴された事案でした。この点は刑法でもよく議論があるところですが、通称名を使用した文書作成は文書偽造に当たらないということで、偽造罪については無罪にしておられます。このあたりは、学説上も注目される判断であると思われます。

## 6. おわりに

最後に、冒頭で御紹介した「講演録」から、いくつか石松判決の肝みたいなところを読み取ってみたいと思います。

これによりますと、石松先生は、もともと積極的に裁判官を志望していたわけではなく、法曹一元制が導入されるとの思いから、御自身は見込み違いであったとおっしゃってますが、任官されたとのことでした。とはいえ、大阪地区において21年の長きにわたり裁判官職を勤められたのですが、これだけ長く戦後の日本で裁判官が同じ地区にいるというのは異例の経歴である、とのことでした。そして、佐々木統括や網田統括といった諸先輩に大きな影響を受けて、人権感覚を養われたとコメントされています。

石松判決の特徴を2つほど挙げさせていただくと、第1に、御自身によりますと、細かな法律知識は裁判官にとって必ずしも必要ではなく、その都度調査すれば足りるのであり、裁判官にとって大事なことは、基本的なリーガル・マインドであるとのことです。その上で、証拠の誠実な評価が大切であり、当然ながら事実認定の正確さがやはり裁判の中心的課題であるとのことです。このあたりは、御自身が2年ほど釧路に赴任されたときに、刑事事件だけでなく民事訴訟も兼任した経験から学んだことであり、それを大阪に持って帰って実践しているとのことでした。したがって、事

実認定の緻密さ、正確さという点は、石松判決の肝として見ておかなければならないでしょう。

第2に、裁判官は社会の実態から離れてはいけない、しかし、時流に流されてもならない、とのコメントがありました。すなわち、裁判というものは、社会の中に生じた諸問題を解決すべき営為であり、これが時の情勢に影響されるものではあることは認めざるを得ないだろうということです。しかし、問題は、その意味です。すなわち、社会の実態が変われば、ある程度刑法の解釈にも変更があってよいのではないかと、例えばある証明書を貼り換えてコピーしたらこれが偽造罪になるのかという有名な論点がありますが、石松先生によりますと、そのコピーの価値、社会における実態が変化している以上は、やはり解釈の変更も必要なのではないかというのです。しかし、他方で、社会の情勢が変わったからと言って、その解釈が変更されてよいということにはならない、ともおっしゃっておられます。その例として、煽り行為の問題を挙げておられます。例えば、労働運動に対してその煽り行為はどの範囲まで含まれるのかといった点が、これは今でもおそらく問題となりうるのだらうと思いますが、社会の情勢の変化に対しては、裁判官として、立ち向かっていく必要があるのだということです。もとより、社会の実態の変化と情勢の変化というのがどこに違いがあるのかは、非常に難しい問題ではありますが、私のように、判決文の表面だけ読んで研究している者にとっては、こういったお言葉は重く受け止めるべきではないかと思われまます。

(つじもと・のりお／近畿大学教授)

(喜多村治雄氏より御発言)

「今のお話の中で、少し付け加えたいと思うのは、前掲大阪地判昭39・3・30で、要するにあの煽りそそのかし罪を無罪にしたという事件ですが、

当時、いろいろと同じような事件がありまして、要するに構成要件を厳格に解釈してそれに該当しないのだというのですが、実は、この地方公務員法61条4号は憲法違反であるという判決を、我々はしております。裁判長は吉益さんです。それで、煽りそそのかし罪は構成要件に該当しないというのは予備的判断となっております。そこを強調したいのです。もう1つはですね、この事件では、当然に検察官が控訴いたしました。ところがその後、全通中郵事件とか、都教組の判決がありまして、その控訴審は全然始まらず、検察官がこれはいかんということであきらめまして、控訴を取り下げいたしましたので、1審の憲法違反の判決が確定しております。そういうことをぜひ強調しておきたいのです。」

### 石川元也「大阪刑事訴訟法研究会における 裁判官会員の果たした役割」

このテーマは、実は、今年が研究会発足の60周年になるので、60年の歴史を総括してはどうかという提案を出しまして、佐伯・井戸田先生の事務所に残っている古い記録を整理してくれと、辻本さんと斎藤（司）さんをお願いしていたのですが、その一部を形成するものとして、今日報告させていただきます。

この研究会には、研究者だけでなく、弁護士と裁判官が加わっていることが特色であります。そうになったのには、後で申し上げます「吹田黙祷事件」における司法の独立をめぐる、裁判官と弁護士の上に連帯感が広まっていたことに土台があるように思われます。そこでの佐伯先生、先輩弁護士としての毛利先生の役割というものが働いていたように思います。

いずれにしましても、昭和30年に発足したこの研究会の成果として、最初に本になったのが昭和40年の『生きている刑事訴訟法』（正）で、それ

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

は法学セミナーなどに連載されていたものです。私が弁護士登録したのは昭和32年なので、石松先生とは、司法修習の期で7年違うわけなのですが、公安労働刑事事件などが盛んになってくる時期で、勉強する機会が多かった時期です。そして、『生きている刑事訴訟法』について、昭和45年には『続・生きている刑事訴訟法』(続)が出ました。さらに、1997年には『新・生きている刑事訴訟法』(新)が出ましたので、これで3冊の本が出ています。なお、私がこの研究会の会員になったのは、大分後のことなので、これら論稿のもとになる研究会での報告や論議には参加しておりませんが、同時期の弁護の実践から申し上げるものです。

『生きている刑事訴訟法』(正), 『続・生きている刑事訴訟法』(続), 『新・生きている刑事訴訟法』(新)に掲載された裁判官会員の論稿

佐々木哲藏(1931~1958)「被告人質問」(正・弁), 「終局判決後の原審の新たな勾留」(続・弁)

網田 覚一(1930~1966)「刑事訴訟における刑の量定」(正・弁), 「死刑の量定」(続・弁)

西尾 貢一(1907~1972)「証拠の開示」(正)「証人の記憶喪失を理由とする検察官面前調書の申請とその証拠能力」(正)

青木英五郎(1936~1962)「勾留請求の却下と被疑者の釈放」(正・弁 = 下村幸雄と共同執筆), 「余罪をめぐる訴訟法上の問題」(続・弁)

石松 竹雄(修習2期)「再逮捕・勾留をめぐる」(続), 「薬物事犯と刑事政策」(新・弁)

児島 武雄(2期)「勾留・保釈と再犯の防止」(正), 「公訴提起後の検察官による被告人取調」(正)

下村 幸雄(9期)「勾留の必要性」(正), 「共犯者の自白と弁護の留意点」(新・弁 = 澤田脩と共同執筆)

澤田 脩 (13期) 同上

梶田 英雄 (12期) 簡裁刑事手続きの現状 (続)

吉川 義春 (14期) 緊急逮捕の例外性と緊急性の要件 (続)

石井 一正 (15期) 違法逮捕と勾留 (続)

\* 佐々木, 網田, 西尾各氏の括弧内数字は裁判官在官の年数。石松氏以下は修習期。

\* 退官後に弁護士として執筆された場合は (弁) と表記。

順に、佐々木哲藏、網田覚一、西尾貢一、青木英五郎という戦前からの裁判官、そして石松・児島さんが、司法修習の第2期です。以下、下村、梶田、澤田、吉川さんときて、石井一正さんが15期です。この15期で、裁判官会員の執筆というのは終わっています。15期以降にも安原浩さんが20期でおられたのですが、執筆されることはなかったのです。こうして、研究会発足後およそ20年ぐらいで、裁判官会員が研究会に出てくることはなくなっているようです。こういう状況ですが、裁判官会員がこの間の裁判で果たされた役割というものは極めて大きなものがあります。私どもは、大阪地裁刑事部の黄金時代と呼んでいるのですが、これらの裁判官が人権保障を進める多くの裁判例を出した大阪地裁であったわけです。しかし、その後の人事異動によってかなり意識的に東京地裁の強権的訴訟指揮などをする方と入れ替えられた。そういうこともあって、刑事事件について裁判官と弁護士が同じ土俵で論議することが難しくなった。「司法の反動」と言われる状況の反映であろうかと思いますが、裁判官会員がなかなか出て来られなくなったというふうに推測しております。

### 上記論稿と石川の経験

#### ・証拠開示

①昭34・10・3 西尾裁判長，開示命令（全通大阪事件）

昭34・12・26 最高裁3小，取消決定

②昭43・7・30 山本裁判長，開示命令（都島民商事件）

昭44・4・25 最高裁3小，特別抗告棄却

#### ・記憶喪失検面調査

日時不詳 西尾裁判長，特信性なしとして却下

#### ・勾留請求却下と被疑者の釈放

①昭33・3 却下・即釈放（全通大阪事件）

②昭33・10 却下・執行停止，人身保護法による訴状作成（京都教組・勤評事件）ただし，訴状提出前に準抗告棄却

③昭33・11 却下，執行停止せず，準抗告認容・勾留状により拘束。開示公判後・特別抗告中執行停止・釈放（大教組事件）

### 上記論稿と石川関与の事件の関係

この時期の裁判官会員の取り上げられたテーマは，ここに挙げておりますので，いちいち申し上げませんが，実務の上で非常に問題になったものと私自身の経験を通して，これらの論稿との関係並びのそれに関する感想などを申し上げてみたいと思うのです。

一番問題になったのは証拠開示です。証拠開示が学会で論議されるのは，ずっと後になるのですが，戦後，新刑事訴訟法の下での証拠開示が最初に問題になったのは，昭和27年に発生した吹田事件，枚方事件で，公判がその年の秋から始まります。その冒頭の段階で証拠開示が問題になり，吹田事件の佐々木裁判長，枚方事件の笠松裁判長が，いずれも開示すべき旨の

勧告をして、検察官調書などが開示されて、裁判が進んでいったという経過があります。ところが、昭和33年頃からの官公労の争議行為に対する刑事事件の審理が始まる段階になると、検察の方針が吹田事件、枚方事件のような開示をしない、一切開示に応じないという態度になっています。それに対して最初に出たのが、西尾裁判長の昭和34年10月3日の開示命令です。これは、全逓大阪中郵事件です。この命令に対し検察官が特別抗告をすると、最高裁は、わずか2か月後の12月26日、つまり年末ぎりぎりになって取消決定を出したのです。裁判長が証拠開示命令を出す法律上の根拠はないという、まあ、木で鼻を括ったような決定です。私どもは、最高裁は「けしからん」といつてきたのですが、最近、指宿信さんから、「この決定でも検察官には公正な職務を遂行する公法上の義務があるということを行っている。その点は、弁護側ももっと強調していいじゃないか」という指摘を受けたところです。

その後、証拠開示の冬の時代が10年ぐらい続きます。昭和43年に都島民商事件（起訴は昭和40年）で、大阪地裁山本裁判長の部、武智保之助さんが右陪席で実質的に理由を構成されたように思われますが、その部で開示命令が出されました。検察官の特別抗告の結果、御承知の昭和44年4月25日の最高裁第3小法廷の棄却命令で、一応訴訟指揮としての開示命令ができるということになりました。極めて厳しい要件をつけていますが。

西尾貢一さんのこの証拠開示に関する論稿は、『生きている刑事訴訟法』（昭和40年刊行）の前、雑誌に載ったのが、昭和36、7年頃の論文ですね。そこでは、34年の最高裁の取消決定を受けて、それではどうするのか、それなら、規則改正して立法的に解決しなければいかん、証拠開示の重要性、必要性というのは、最高裁が取消しようが変わらないんだ、そういうことを強調した論文であったわけですね。その後の大阪地裁裁判官の研究会などで、こうした考え方を援用しながら、下村さんが報告をしています。

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

それらを受けて、弁護人の度重なる開示要求がようやく、山本裁判長の昭和43年7月30日の開示命令に至ったのです。この研究会の議論が、裁判官の研究会に反映し、その中心的な役割を果たしていた武智さんが、都島民事事件の右陪席でこの命令を出すのに貢献された、こういう流れになるわけですね。

同じ西尾さんの論稿に、「証人の記憶喪失を理由とする検察官面前調書の申請とその証拠能力」というのがあります。西尾さんは非常に厳しい立場をとって、しばしば検察官から刑訴法321条の書面として申請されるけれども、検察官はむしろ記憶喪失を歓迎している向きがある、記憶喪失ということで法廷での尋問に答えない、むしろ事前打合わせでも奨励しているのではないか、そういうものを安易に認めて、証拠として採用するのはいかん、その場合には、特に特信性の判断については慎重な審議をしなければならないと強調しているのです。その事件は、私の担当した事件で、いつの事件であったのか覚えておりませんが、記憶喪失を理由とする刑訴法321条の請求を却下したケースがありました。この時期のテーマには、実務の中で起こったことについて理論的に掘り下げた論稿が、数多くあったように思うのであります。

もう1つ私の経験とこの論文関係の方をつなげているのは、青木英五郎さんと下村さんの共同論文で、「勾留請求の却下と被疑者の釈放」というものです。この論文は、一番厳しい立場をとっています。勾留請求の却下というのは、ただ単に却下するだけでなく、釈放を命ずるものである、条文にもあるとおり釈放しなければならない、その却下の効力を執行停止とするというのはそもそも概念的におかしい、原裁判官であろうと、準抗告審裁判所であろうと、執行停止はできないと解するべきである、と強調している論文です。実際、私は、3つの経験をしております。

第1に、先ほど言いました全通大阪中郵事件。昭和33年3月に逮捕され、

勾留請求が却下されました。私は、令状裁判官の部屋の前の廊下で待っていると、令状却下、その場にいた被疑者2人に、裁判官が「もう釈放したから帰っていいですよ」と。警察官もいたけれど、そのまま私の事務所まで連れて帰った。警察官は、私どもの後をついてきてどうするか、どうするかといったことを話していたわけです。文字どおり、勾留却下即釈放があります。ところが、我々が知らない間に、裁判所と検察庁との間で大問題になったらしく、その後、実務がガラッと変わりました。勾留質問が終わったら、いったん身柄は天満署などに移す。天満警察署は、裁判所のすぐ隣にありましたから。そして、その後勾留請求の却下を告知するように、実務が変わりました。つまり、検察官に準抗告申立準備の時間を助けるわけですね。今度は、準抗告の申立てがあるかどうかを見計らって拘束を続ける、この何時間かの拘束の根拠はいったいどこにあるんだ、ということが問題になります。この論文でも厳しく批判していますが、逮捕状の効力とするわけにはいかない。勾留請求と同時に逮捕の効力は終了する。後は、勾留審査の時間だけ、1時間、2時間程度の、裁判官が令状の発行をするかしないかを定めるまでは身体拘束の法的根拠があっても、それ以上はない、こういう立場に立ってるんです。しかし、その後の実務は、大阪地裁でも、原審裁判官、勾留却下した裁判官が執行は停止しないけれども、準抗告の申立てがあると、準抗告裁判所が構成されて、執行停止を出すという慣例になり、その停止の出るまでの時間も問題にされないようになってしまいます。

第2に、昭和33年10月、京都で刑法学会があった年の事件です。佐伯先生もかかわられた京都教組の勤評事件、地公法違反の事件です。その日、勾留請求が却下されたけれども、釈放されない。佐伯先生に相談しようと、刑法学会後の懇親会で、団藤さんとお2人で飲んで席へいきました。佐伯先生曰く、「団藤君、だいたい勾留却下に執行停止なんてことがあった

か？ あんた、立法時にはどうだった？」「そんなこと考えてませんでしたね。」それで、佐伯先生が「団藤さん、そうだろうな。じゃ、石川君すぐ行こう」とおっしゃって、一緒に京都地裁に行った。裁判官が合議中だと断られたのですが、強く面談を求めた。裁判長は、合議中と逃げようとしたが、佐伯先生はそんなことよりも、人身の自由の侵害だ、拘束する根拠はないのでないか、先ず釈放せよと迫ったのですが、既に執行停止の決定は出ていたんですね。それで、佐伯先生は、憤慨されて、今夜中に人身保護法に基づく訴状を書いて、明日の朝一番に裁判所に出せと言われて帰られた。私らは、徹夜で訴状を書き、清書して、朝一番に裁判所に持っていったら、準抗告が棄却されて、釈放になっていますということで、幻の人身保護令状の請求訴状となったんですが。佐伯先生のお元気な姿を、弁護士はこれくらいやらなければいかんという教訓を、駆け出しの2年目の秋に実体験したのです。

そして第3に、今度は大教祖の勤評事件ですね、同じく勾留請求却下。準抗告申立をしたが、執行停止はなく、全員釈放されていた。それを、田中勇雄さんの第5刑事部は、3日後に、勾留の必要性があるということで勾留状を出した。令状によって、それぞれの自宅からまた連れてきた。それで、すぐ勾留理由開示公判を、速記もいれて、まる2日間朝から晩までやった。裁判所も往生したのでしょうか、我々の特別抗告にかこつけて、特別抗告に伴う執行停止をして釈放させた。この執行停止の方は、現に執行してるから当然できるわけです。この特別抗告は、その後取り下げています。妙な決定が出て困るからです。その頃には、検察官も今更拘束など言いません。しかし、却下裁判の執行停止は理論上できない。執行の対象を止める対処がないはずだということはやめません。こうしたいくつかの問題が、この論文に繋がったんだろうと思っています。

各裁判官の特色—手続きの厳格さ（デュー・プロセス）と実体判断の厳格さ—

このように、当時の裁判官の方々が研究会で一緒に議論されるということは、実務と理論の架け橋として、極めて重要な役割を果たされたと思います。その各裁判官の特徴だけ、少し申し上げておきます。このデュー・プロセス、手続きの厳格さと、実体判断の厳しさ厳格さ、これは強く繋がっているものだという実感を、ずっと感じておりました。毛利与一先生と弁護を御一緒する機会が多いのですが、毛利先生は、冒頭での釈明の問題から始まって、手続きのポイントごとに実に楽しんでおられるんですね。このプロセスを楽しみ、その楽しみが、自ずから裁判官の実体判断につながり、弁論でいちいち詳しく言わなくても、裁判官が自ら悟ってくれるはずだと。これが、「共に世界を頷かつ」という世界であって、我々は裁判官を自由な庭園に案内して、自由に遊んでもらう、そこで裁判官が自証自得してもらい、それが弁護人の役割だ。まゝそういうことを言っておられたんですが、その「共に世界を頷かつ」仲間の裁判官という意識があったと思います。

齊藤朔郎さんは、昭和30年当時大阪高裁の裁判官で、井戸田先生にも確認したんですが、研究会会員であったかどうかはわからないけれど、議論には参加されたことも多分あるだろうということです。斎藤さんの真骨頂は、最高裁判事として、松川事件の大法廷差戻し後の仙台高裁門田判決で完全無罪になった後、さらに検察官が上告をした再上告審の裁判長を務められたことにあります。この判決は、データでみるとすぐ出てきますけれども、今の様式にして380ページほどある。そのうち判決の基本部分は34ページぐらい。それ以外の340ページぐらいが、下飯坂判事の有罪少数意見。自白は信用できると、自白調書の内容を判決の中で延々と援用するんです。いくらでもページ数は増えてしまう。その上、最後に、多数意見は

こうこうだといってきわめて侮辱的、罵倒的な文言を書き連ねた。これに対して、斎藤朔郎裁判長は、5ページほど、極めて冷静に、裁判というのはそういうものじゃないよと、下飯坂判事に対する説論みたいな補足意見を書いています。最近になって知ったんですが、下飯坂判事の孫娘の橋かがりという女性が、『判事の家』という本を2008年に出してるんですね。それによると、亡くなる前は、祖父もさすがに反省したようですと書いてあった。下飯坂判事の有罪少数意見は、この事件だけでなく、八海事件でも、ひどいことを書いて物議を醸し出した人です。退官後、弁護士になって、これも仄聞ですが、判事室にしばしば怒鳴り込んで、僕のついている被告人を保釈しろと、大変乱暴なことをやったという話も伝わってくるんですが。

佐々木哲蔵さんは、吹田事件の裁判長として、起訴状の余事記載が問題になったときは、これらの記載は裁判所の心証から一切排除する、従って、騒擾開始の時点、暴徒と化したというところからが争点であるということをも明確にされた。あるいは、証拠開示の勧告などからの流れとして、黙とう事件となるのですが、これはまた後でお話します。

一番よく出てくるのが網田覚一さんです。参学眼力（正法眼蔵の言葉）ということ常々おっしゃっている。正法眼蔵の実践として、被告人の人間性を見ていく、そして無罪の発見こそが裁判所の役割だということ、一番早くいわれています。網田さんのことについては、もっとも近くにおられた石松先生が御本にかかれることを紹介しておきます。網田さんについては、最高裁がしばしば嫌がらせをしています。特に大阪高裁の総括裁判官・裁判長の辞令を相当長い間出さなかった。そこで、我々弁護士が署名運動をやって、最高裁に申入れをしたこともあります。私自身も、多くの無罪判決をもらいました（①白山丸事件、時効完成として免訴。②徴税虎の巻事件、国公法違反・実質秘。③大阪証券労組事件、警官の写真撮影

の違法性。④大阪学芸大学事件，大學の自治)。白山丸事件というのは，共産黨員などが中国へ密かに渡ったという時期があるんですが，1958年頃一斉に帰国したんです。検察官は，密出国として起訴するに当たり，いつ出国したかわからんから，生活歴のある最後の時から，帰国船に乗る時までの間に出国したという非常に幅の広い期間を公訴事実としたのです。この公訴事実に対し，神戸地裁の田原潔裁判官が，最初に公訴棄却の判決，公訴事実の特定がないという判決を出しました。私も同じ主張をしたのですが，あわせて，不法に海外に出るといことが構成要件事実なのに，海外にいれば時効が停止されるというのであれば，永久に時効の対象にならんというのは，いかにも不合理ではないかと，時効の完成を主張したのです。網田さんの部，及び田中勇雄さんの部で，相次いで，時効の完成を認めて免訴の判決ができました。これも，高裁で破棄されましたが。

徴税虎の巻の事件というのは，税務職員が秘密指定されている課税用の虎の巻（標準率表・効率表）を民間人に漏らしたという国公法違反事件ですが，それが実質秘といえるかどうか争点になりました。検察官の提出した墨塗りの証拠では，裁判所が実質秘性を調べようがない。網田裁判長は，論告・求刑もいらぬ，弁論も不要だ，判決を言い渡すといって無罪判決を言い渡した。大阪高裁で破棄・差戻しとなりましたが，差戻し後の地裁（松浦裁判長）では，この2表の作成経過と運用などの実態を調べて，本来，国民の前に公表すべきもので，租税法律主義という憲法の建前からすれば，虎の巻をもって更正決定に使用するような税務の在り方は間違っているということで，また無罪になる。しかし，高裁，最高裁で有罪になりました。

大阪証券労組事件で，警察官のデモ隊員の顔写真撮影は違法だと，組合員が警察官を組合事務所まで連れてきた行為を無罪，肖像権事件などととられました。これは，高裁，最高裁でも無罪が維持できました。大阪学

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

芸大事件も、警察官が大学校門の前で学生の調査をする、自治会役員がこれを詰問した。ポポロ事件、東大の事件と全く同じく無罪判決です。ポポロ事件と違うのは、こちらは上級審でも無罪を維持できたのです。

西尾貢一さんの場合には、先ほどの証拠開示命令と、全通大阪中郵事件があります。こちらは、公務執行妨害罪で起訴されましたが、労組法一条の適用があるとされて、無罪になりました。

石松竹雄さんは、大教祖勤評事件(裁判長は、初めは網田さん、後に吉益清、石松、喜多村治雄)で、地公法61条4号が煽り・唆しを処罰する処罰規定自体の違憲性を明確に打ち出した。違憲の疑いという判決が多少あったが、多くは煽り・唆しの絞り(限定解釈)でやっていましたね。先ほどの石松さんのお話だと、我々の主張が、違憲性を強調するよりは、限定解釈だけであったように受け取られたようですが、弁護団としては、違憲性は強調したのです。その上に、他の事件での煽り唆しの限定解釈でいくつが無罪になった例を述べたつもりです。いずれにせよ、主任であった石松案が起案された違憲性を明確にしたこの判決はすばらしいものです。検事控訴がありましたけれども、都教組事件の最高裁判決が出たので、一斉に控訴の取下げがありました。弁護届出しただけですけれど、弁護費用について刑事補償の請求をしました。裁判所は、佐伯先生に敬意を表して、佐伯先生の金額は大きく、我々はちょっと安く、こんな決定を出してきた、おもしろいものです。

児島武雄さんは、吹田事件の陪席、下村幸雄さんも補充裁判官。吹田事件は、当初から3人の合議体に1人の補充裁判官をいれてやっていた。佐々木裁判長が辞められたのは、昭和33年の暮れぐらい。その後児島さんが陪席、下村さんが補充に入る。このお2人の理論的な構成が、吹田事件における供述調書の大量却下・特信性の判断など非常に厳しくやられたり、無罪判決に大きく寄与されたことと理解しています。

この研究会発足の前史になると思いますけれど、吹田事件の黙祷事件をめぐる司法の独立の問題にふれておこうかとおもいます。吹田事件は、もともとは朝鮮戦争2周年を記念した反戦デモ行進が起訴された事件です。昭和28年7月25日、休戦協定が成立した、その2日後に法廷があった。被告団の中でも朝鮮人被告が半数近い数がいまいましたから、それが音頭をとって黙祷しようとして提案した。検察官が、裁判長ただちに止めてくださいといたけれども、佐々木裁判長は制止しません、ということで被告たちの黙祷がやられた。検察官は、次の法廷で問題にするのですが、検察官は、既に法務省あるいは自民党関係に問題提起していて、それとの連携で8月5日の法廷で裁判長への攻撃を始めるわけです。この時、毛利弁護士、毛利与一先生は、バンとテーブルをたたいて叱咤したと、朝日新聞の記事に書かれている。猛烈な論争をやったようです。8月6日には、衆議院の法務委員会は最高裁事務総長と佐藤検事総長を呼んで、問題を大きくしていく。裁判官訴追委員も、11日に大阪に来て、佐々木裁判長等の喚問をするとの通知を出す。佐々木裁判長は、安倍高裁長官、稲田地裁所長などと相談して、これは応ずるわけにはいきませんよね、11日は、裁判官会同が高野山であるので、私は高野山に行きますという。そのような大きな社会問題になった中で、最高裁も、一応は訴追委員会に、審理中の事件について訴追委員会が調査・審議すること自体が問題だから止めてくれ、ということは申し入れた。しかし、9月26日に、最高裁事務総長通達で、佐々木裁判長の訴訟指揮は真に遺憾であるということ、全国の裁判所宛に出しているんですね。これに対して、大阪地裁の全裁判官会議で、この調査は遺憾であるという決議をする。一方、大阪弁護士会は、9月の段階で臨時総会を開いて、司法の独立について、大阪の裁判官、地裁所長、高裁長官を含めた裁判所と弁護士会が一致して、佐々木裁判長の立場を擁護し訴追委員会の調査に反対する決議を採択します。こういう中で、11月12日、訴

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

追委員会が訴追猶予の決定をしたのです。これを受けて、佐々木さんは「訴追猶予の理由には納得しかねるものがあるが、私の訴訟指揮は何ら変わらない」と言明される。地裁所長は、「佐々木君は実に立派である」という談話も発表して新聞に載っています。

このように、大阪としては全面的に佐々木さんをバックアップしたんですね。裁判所も弁護士も。司法の独立という問題であると同時に、裁判官、弁護士の間に人間的信頼関係が醸成されたのではないのでしょうか。

こうした土台の上に、昭和30年、佐伯先生の提唱のもとに、各大学の枠を超えての研究者と裁判官・弁護士という実務家との共同の研究会が発足し、実務と理論の架け橋という成果を生んでいったものと思います。

(いしかわ・もとや／大阪弁護士会)

## 喜多村治雄「全国裁判官懇話会の果たした役割」

石松さんの卒寿、本当にお祝い申し上げたいと思います。個人的なことを申し上げると、先ほど紹介された石松判決の6番を見させていただきますと、これは、勾留に対する準抗告で、勾留を取り消して勾留請求を却下した事例なのですが、石松さんが裁判長になってますね。私が左陪席、山下進さんという方が右陪席です。私は、昭和38年4月10日に任官だったのですが、それで初めて大阪地裁に行きまして、石松さんにお会いしたわけです。実は、その直前に、先ほどから名前が挙がっております網田裁判長がお辞めになりまして、その後2か月ぐらい、次の裁判長の吉益さんがなかなか事件に関与されなかったものですから、石松さんが裁判長になられまして、山下さんが右陪席に入り、そして、私の3人の構成でこの決定をしたわけです。つまり、任官後最初の事件といってもよいのですが、これが労働事件ですので、疎明資料がたくさんあり、それを自宅に持って帰って、真面

目に1ページから読み始めたのですが、そんなもの読めるわけがない。翌朝にはもう起案を書いて持っていかなければならないということで、もう途中でいい加減に読みまして、朝起きてとにかく閲覧していただくということで、起案を昼前に持っていき、石松さんに見ていただいた上で、決定したのがこの事件です。非常に印象深いのであります。そういうところから、少し個人的なことを紹介させて頂きました。

まず、レジュメに前史と書いておりますけれども、そのきっかけとして、「全貌」の昭和42年10月号を取り上げておりますが、これは、まあきっかけだといってもいいのですけれども。実は、この前史の背景というものがあり、それはどういうことかと言いますと、下級審の若い裁判官が関与していると思われる判決、決定に対して、当時の保守系の政治家や経済界の方から相当な不満というものがあつたわけでありまして。まず、刑事事件で言いますと、あの公安条例の違憲判決、それから労働事件の公務員の労働事件のあおり行為を限定解釈して無罪にするというものです。民事の方で言いますと、民事、行政事件に関するのですが、やはり、あのデモの条件、条件を付けて公安委員会が許可すると、裁判所の方が条件、つまり付款部分が違法だということで、その許可を取り消すんじゃなくて、付款を取り消して、付款なしの条件なしのデモを認めるというようなこと。こういうことに対してですね、やはり相当な不満が政治・経済界の方にあつたと思われまして。そういうところが影響しておりまして、その全貌という非常に右翼の雑誌がこういうことをやった。それが、実は非常に問題を大きくしたきっかけになつたわけでありまして。この雑誌の表紙には、「裁判所の共産党員—その後この人たちは何をしているか」というなことを大きな活字で書いて非常にセンセーショナルなことをやりました。そして、その雑誌の中で、当時の青法協の裁判官部会の会員の正確な会員名簿を載せたのです。その後ですね、ここに書きましたように平賀書簡事件というものが昭

和44年9月に起こっています。これは、皆さん御存じのとおりです。これに対して、札幌地裁の裁判官会議は、平賀所長に対し嚴重注意処分をしたと、これ普通のですね民間会社では考えられないようなことではないかと思うのですが、こういうことがありまして、相当な危機感が裁判所の上層部にもあったと思いますし、もっと大きな危機感を政治・経済界には及ぼしていたのではないかと思います。そして、国会の裁判官訴追委員会による裁判官に対して、青法協の会員であるか否かを照会するというようなことがありました。我々がというか、会員の多くの人は、これに対する回答をしなかったと思いますが、こういうことがありました。それから、当初、優秀だと思われる裁判官が青法協に多数入っておりまして、しかも優秀だったものでありますから、最高裁の事務総局に局付の判事補として相当行ったのですが、局付判事補10名が全員青法協を脱退するということがありました。最後には、事務総局の上の方の人からこれは職務命令であるというようなことで、脱退を勧告されたのであります。それから、この昭和45年8月には、当時事務総長であった岸さんが、いわゆる岸談話なるものを発表いたしました。裁判官が政治的な色彩を帯びた団体、要するに青法協に加入しているとその裁判官の裁判が公正なものであってもその団体の構成員であるがゆえに、その団体の活動方針に沿った裁判がなされたと受け取られる恐れがあるから、裁判官は政治的色彩を帯びる団体、青法協に加入することは慎むべきである。これは、いわゆる岸談話でありまして、我々を相当苦しめたのであります。つまり公正らしさということでありまして、公正な裁判をしているだけでは充分じゃないのだ、公正らしさというものが大事だというようなことです。それから、当時は、大分情勢も逼迫しておりまして、最高裁が長官・所長を次々に集めて青法協に関する情報をそういう人たちに流すということもあったようであります。

こういうふうなことを背景にいたしまして、いよいよ、昭和46年4月13

日に、当時熊本地裁に勤務していた宮本康昭裁判官に対して、判事任官を拒否するという通知が下されました。いわゆる、任官拒否という問題です。そして、その拒否の理由を本人に明示しなかったのです。青法協に対する加入のみが理由ではないと言っておりましたが、なぜ任官させなかったか理由を明示しなかったのです。これに対して、実にすばやく裁判官の方が反応したのです。最初に、熊本地裁の裁判官全員が最高裁に対して再任要求の要望書を出しました。それから全国49地裁中28の地裁の裁判官の有志が、次々と要望書を提出したのです。その数が最終的には600名にも及んだと言われています。このように、最高裁の処置に対して、全国の裁判官が反応したことが非常に大きかったと思います。これは、確かに、あの青法協も宮本さんを初め、打撃を受けたのは間違いないのでありますが、後で考えてみますと、一番打撃を受けたのは最高裁自身であったと。自分で自分の首を絞めた、ということになったのではないかと思われるのです。

この全国の裁判官から再任要求の要望書が出たことを背景にして、次に、裁判官による自主的な全国集会が持たれるようになったのです。第1回は、裁判官懇話会と称しまして、司法の独立問題を巡って、昭和46年10月2日に、東京都内の日本都市センターで開かれました。つまり、任官拒否が同年4月に行われて、その10月には、こういう懇話会が持たれたのです。当時、東京家裁少年部におられました森田宗一判事が中心になられまして、東京高裁管内の有志裁判官が世話人となって、全国の方に、別に案内状とかを出したわけじゃありませんでしたが、口コミで214名の方が東京に集まったのでした。そして、横田正俊前最高裁長官、我妻榮東京大学名誉教授も出席されて、それぞれお話しなさいました。その中で横田さんは、このようなことを言っておられたのです。「何より困るのは、裁判官の中に、会話のない非常に冷たい、なんとなくお互いが信頼しないような関係がで

きることです。国民の信頼を得る裁判という面からいっても一番困る。思想信条、主義主張の不一致を乗り越えて、同じ裁判という大事な仕事をしている仲間であるという点において、信頼関係がなければ裁判はできない。」というふうに言われたのです。私は、先ほども申しましたように、大阪地裁に任官したわけですが、大阪地裁は、当時、毎月裁判官会議を開いておりました。全国でそのようなことをやっていたのは、大阪地裁だけでしたが、そこで、最も大事なことは、皆が自由闊達に話し合ったことです。裁判官会議だけじゃありません。大阪地裁の裁判所全体が、そういう雰囲気だったのです。それが、最高裁があのような再任拒否をすることによって、その気風がなくなるということが、一番大きな打撃でした。裁判所にとって本当に痛いことだったのです。

ちょっと余談になりますが、修習生時代、私15期ですが、前に大阪におられた鈴木敏夫さんという方から、民事裁判の教官としての教えを受けたのでありますが、その方が、私が大阪に行くということを知って言われたのは、「大阪地裁というのは、昔、民事の裁判官が大阪地裁の裁判官会議を支えていた。君は大阪地裁へ行って刑事になるということだが、大阪地裁のよい方が民事の高裁へ行っちゃって、失望するかもしれない。」ということを言われたのです。しかし、大阪地裁には、先ほど出ました西尾貢一さん、網田さん、田中勇雄さん、青木英五郎さんも帰ってこられました。大阪地裁の刑事の裁判長は、昔の民事部の方と同じように、優秀な方がおられました。それから、石松さんももちろん、児島武雄さんも。そして、日高敏夫さんという方が民事部に帰ってこられました。そういう方が、大阪地裁の雰囲気を支えていたわけで、非常に懐かしく思いだされるのであります。

話を戻しまして、第2回が近畿裁判官懇話会と称して、司法の現状と反省ということで、大阪で開かれました。これは昭和47年2月27日のことで、

第1回の東京からわずか5, 6か月後のことです。これは、難波南別院の御堂会館で行われました。この会は、当時大阪家裁の家事部におられました西尾太郎さんを中心に、大阪高裁管内の有志裁判官が世話人となって、255名の裁判官が集まったのです。第1回の際は、東京家裁の森田さん、第2回目は西尾さんという大阪家裁の判事ということで、もちろん、その他に当時東京や大阪の高裁判事の方や、地裁の方も協力されたのですが、家裁におられる方が率先してこういう会を仕切られたということは、非常に興味深いことではないかと思っております。こういうことがありまして、昭和48年の14期裁判官は、希望者全員が判事に任官できたのです。

次の第3回は、裁判官の身分保障と裁判官の養成と題しまして、昭和47年10月22日に開かれました。第2回と同じ年に開かれているのです。場所は日本都市センターです。この時も、東京高裁管内の有志裁判官が世話人となりました。しかし、最高裁も、まあ次々と手を打ってくると言いますか、その昭和47年9月18日には、今でも規則はまだあるのでしょうか、あったとしても死文化しているかと思いますが、参与判事補制度というのが施行されています。次が第4回ですが、この時に初めて、従来の関東・関西の世話人12名が合同で呼びかけまして、裁判の独立を保障するものとして、昭和49年2月10日に開かれました。東京の日本都市センターです。この時に初めて、「全国裁判官懇話会」という名称にして、その後はこの名称で会が持たれました。我々は、これを簡単に「全裁懇」と言っておりました。通算して第4回から、このような会となったのです。

その全体会で、当時の問題についていろんな意見が出たわけですが、新任判事補研鑽制度というのも行われました。また、先ほども言いました参与判事補制度の実情と問題点というものが報告され、意見が述べられたのです。そして、これらの記録が、昭和50年7月31日に、「裁判の独立のために」ということで、一冊にまとめられて、判例時報社から出版さ

れております。

そして、全国裁判官懇話会(全裁懇)は回を重ねるのですが、第5回が、昭和50年9月14日に民事裁判の変遷で都道府県会館、第6回は、司法判断の限界と称して、昭和50年4月15日に江坂の大同生命ホール。このときに、田中二郎元最高裁判事が、「司法権の限界—行政権との関係を中心として」いうことで講演をされております。

実は、このようにして全裁懇も回を重ねてきましたが、いったい何をテーマにしたらいいのかが模索されるようになり、実はあの再任拒否が、宮本さん1回だけがありました。14期以降、15期、16期となかったのです。相手が非常にいきりたってやってくると、こちらも、それに応戦して意気が上がるのですが、向こうが大人しい。他のところでいろいろと、例えば新任判事補任官拒否はあるのですが、再任拒否というのはないものですから、こちらもどう対応していいのかわちょっと困るところがあり、そういうところから、どういうことをテーマにしたらいいのかが模索されたのです。結局、司法行政上の問題を重視すべきだいう考え、これは、新任判事補研鑽制度、参与判事補制度、司法研修所教育、思想信条による新任判事補任官拒否、再任拒否はなくなったんだけど、新任拒否は出ているという実態があったのです。それから、勤務評定が非常に恣意的である。転勤、昇給などで、差別が行われる。こういう司法行政上の問題をとりあえず重視すべきだ、というのが1つ。もう1つは、裁判官が日常取り扱っている問題を取り上げて、よりよい裁判官の姿勢を追求して、多数の裁判官の間で意見を交換するというのが望ましいという、実務問題中心ですね。こういう2つの考えがあったのです。これらは、二律背反するものではなく、両方取り上げてよいのですが、どちらを重視するかということで、こういう2つの考えがあったのです。

いろいろ議論された結果、先輩裁判官と若手裁判官との間における意識

と期待との間に齟齬があったことが、こういう現象を生じさせたのではないかと思われます。これまでもお話ししましたが、その頃からこういう傾向が顕著になり、単に全裁懇として東京や大阪に集まることだけではなく、全国各地で研究会や地方懇話会が行われまして、これが、全国的な全裁懇を支える力ともなっていたので。こういうことを背景として、第7回の昭和53年9月23日から民事・刑事・少年の各分科会が開かれるようになり、第9回の昭和57年10月10日からは、家事分科会も加わりまして、この4つの分科会と、全体会といわれる総会みたいなものを並立して行うという形式が、第17回の平成11年11月27日まで続くことになったのです。要するに、分科会方式というものが定着することになったのです。こういう分科会をやりますと、その報告書も作らなければいけませんし、どういうことをテーマにするか、どういう議論をしたらよいのかといったことで、相当負担が大きいのでありましたが、一生懸命やりました。この分科会の成果も、研究者の間から評価を得ることがあり、一定の成果があったのではないかと考えております。

ところが、この全裁懇は、残念なことに参加者が減っていったのです。要するに、もっと最高裁が頑張ってくれば、参加者が激変することはなかったと思うのですが。多いときは300名を超えたのが、200人台に減り、平成5年11月27日には100人台になっていたのですが、第15回には100人を切るようになり、17回、18回は59名、60名ということになりました。17回、平成11年11月27日は、後で述べますように、矢口洪一氏が来た日ですが、このときが一番少なかったということになります。そこで、以前にはどういうことをテーマにしてやればよかったのかが議論になったのですが、こういう現状に直面しまして、懇話会を立て直すためにはどうすべきかというのが議論されました。従前の内容や運営方式でいいのか。それでよいという人と、リニューアルして出直すべきだという人と。この全裁懇は、裁

判官全体に開かれたと書いてあるということで、最高裁長官から簡裁判事に至るまで、裁判官全員に案内状を出していたのです。大体11月ぐらいに、裁判所、検察庁などを含めた職員録というのが出るのですが、翌年4月には転勤があるため、どういうところに転勤されたかを調査しなければなりません。また、封筒の表書きをするのも大変な作業でした。

そこで、もうそんなことしなくてもよいのではないかと。例えば、口コミや、判例時報の中に広告を出してそれで済ませようという考えもあったのでありますが、しかし、従前の内容・運営方式でいくべきだ、全部に案内状を出すべきだという意見もありました。そんなことをしたら、この全裁懇はのたれ死にするという意見もありました。私は、その人たちを、のたれ死に派と言っていたのでありますが、それに対して、リニューアルして出直すべきだという人たちをリニューアル派としていたのです。そういうことがあっても、参加者が少なくても、全裁懇を支持してくれる人はいっぱいいたわけです。全裁懇には出席しないけれども、親しみを持っている人、あるいは、報告書が判例時報に出ますので、それが出るのを毎回楽しみにしてると言う人も相当いたわけです。参加が少なくなることだけに悲観すべきでもないんですが、やっぱり参加者が少なくなると寂しいものでありまして、どうすべきかということも議論になったのです。

このようなことがあった中で、矢口元長官が退官された後、最高裁にいたときは違う発言をするのが目に留まるようになりました。それで、一度矢口さんと呼んでみようかということになりました。そこで、「司法改革の背景と課題―法と日常生活」ということで講演をしていただき、全体会では会場からの質問・意見表明をもらったのです。もちろん、矢口さんを招くこと自体については異論も多くあり、講演や全体会についての評価も分かれたのですが、一応こういったことを平成11年11月27日第17回の会で持ったのです。

こういうことを通覧しまして、全裁懇はいったい何を目標にしてきたものであるかを考えてみたいと思うのですが。一言でいえば、裁判所の良心の火を燃やし続けて、裁判の独立を守るというところにあっただと思います。そのためには、裁判官が相互に腹藏のない意見を交換し、裁判所部内での自由闊達な気風の維持をはかるということが一番重要と考えて、掲げて参りました。同時に、独立して職権を行使する裁判官に必要な正しい憲法解釈に基づく、優れた実務能力を身に着けることを心がけて、それに必要な自己研鑽を怠らないようにしなければならない。これが、分科会形式につながるものです。

このようにして、我々は一貫して、こういうことを目指していたのです。そういう意味では、全裁懇はぶれなかったと思います。逆に、最高裁の方は、全裁懇の方にすり寄ってきた、という傾向があったように思います。平成14年4月21日に、司法研修所において、山口繁元最高裁長官らによる、「裁判官の在り方を考える」というもののなかで、「裁判所全体が自由闊達に意見を言えることが重要である。若い人が委縮しているとしたら、そこを根本的に変えていかなければならない。」しかし、誰がこうしたのかということ、言いたいと思うのですが。最高裁側は、そのように言っております。また、平成16年6月16日に、当時の町田顕最高裁長官が、長官所長会同において、「裁判官は独立して職権を行使するものであり、そのためには、専門的技能の習得、人格の陶冶もまた、自らの責任において行われるべきことが基本と考える。」結局、新任判事補研鑽とか、参与判事補制度のようなものを、自ら否定しているような発言です。「自らの責任においてしなければならない」ということであります。これは、すり寄りの発言であると思います。

もっとも、それと同時に、司法部内でも、一定の改革の動きがありました。裁判官任命手続に関する、指名の適否を審議するための幅広い有識者

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

から構成される、下級裁判所指名諮問委員会設置、裁判官の人事評価制度、判事補の弁護士職務経験制度の制定、裁判の迅速化に関する法律の制定、裁判員制度の成立、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会の設置・充実、等が行われました。

皆さまも御存じかと思いますが、下級裁判所裁判官の評判を弁護士会の方に尋ねる。また、つい最近、日弁連が出してきておりました、判事補、検察官を含めて弁護士職務経験制度というのをやっているのです、そういう受入れをしてくれる事務所はありますかという問合せも来ています。それから、全裁懇に関与していた人に対して、人事面での不利益があったのですが、この頃になりますと、全裁懇世話人の経験者や、それを活発に支援していた人から地裁・家裁の所長に登用するという現象も起きてきました。

このようにして、結局、最高裁の方も自らの責任を認めて、今までのようなやり方ではいけないのだ、ということの反省に立ったことをしてきていますが。全般的に、昔のように良くなったとは、私はまだ思っていません。

最後になりますが、石松さんと全裁懇との関係です。第1回と第3回は、東京で有志の方が世話人となられたのですが、第2回は関西で行いまして、石松さんが世話人になっておられます。第4回から第12回までは、東京と大阪で合同で世話人になっておりましたので、石松さんが世話人として関与されておられます。定年退官後も、来賓として常時出席されておられまして、石松さんと全裁懇との関係は、非常に深いものがあります。この点に関しましても、石松さんに御礼を申し上げたいと思います。

文献として、レジュメに掲げましたように、第1回から第4回までは、裁判の独立のためにということで、判例時報社から出ました。その次の第5回から8回までは、あるべき裁判を求めてと書いています。実は、このような本は、大手の取次業者を通さないと、なかなか書店には出ないので

すが、これらの本は、そういうのを通しておりません。それからまた、装丁がいかにも、人目を惹かない地味なものです。書店に出しても、まずは見てくれない。そういうものですから、売れないのですね。それでどうするか。この後も出すということになりますと、後3冊くらい出さなければなりません。そこで、多くの方の協力を得て、『自立する輩』という本を平成17年2月10日に判例時報社から出版しました。その巻末に、第1回から第18回までのCD-ROMがついています。これで全部の記録を見ることができます。この本の内容なのですが、編著者に石松さんが挙がっているのですが、要するに全体会と民事、刑事、家事、少年の分科会の各責任者が、それぞれどういうことをやったかを書きまして、その人たちが編著者ということになっております。全体会を含めて5つの会の感想のようなものを、学者からも頂いております。CD-ROMをパソコンで見ますと、検索が非常に容易でありまして、どこかを探してすぐに読むことが可能です。この本をお持ちの方は、ぜひ興味があるところを読んでいただきたい。

こういう記録を残しておくということは、私は、大事だと思います。どうもありがとうございました。

(きたむら・はるお／第一東京弁護士会)

### 小杉丈夫「司法研修所教官としての石松先生」

東京で弁護士をしております小杉丈夫です。今日は、この研究会と石松先生のお祝いということで、今朝東京から駆けつけて参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

一昨日の夕刻に、石川先生から「レジュメを出せ、喜多村さんからはA4で3枚の詳細なものが出てる」というメールが来て、びっくりして電話しましたところ、「人間石松竹雄についてしゃべるならば、レジュメは免

除する」という話をいただいて安堵しました。今日は、そういう話をレジュメなしでさせていただきたいと思います。

石松さんが司法研修所で刑裁教官として教えられたのが、昭和40年から44年までの間です。私どもは、昭和41年(1966年)の4月に、司法研修所20期2組の刑裁教官ということで、初めてお目にかかりました。来年の4月でちょうど50年になります。石松さんも、41歳という年頃で、また18期、19期と教えられて後の20期ということでしたから、研修所の教官としても一番脂が乗ってるというか、ピークのときに私どもが教えを受けたということでないかと思っております。

最初に教官と修習生の顔合わせというのがあるわけですが、そこで石松さんが、『先生』と呼ばないでほしい。できれば『イシヤン』と呼んでほしい。』とこう言われたのです。修習生としては非常に困る話で、「先生」と呼べない、かといって「イシヤン」と呼ぶのは畏れ多い。皆困りました。私は、「石松さん」ということで通して、弁護士になられてからは、「先生」というのも使いますけれども、大体「石松さん」と呼ばせていただいて参りました。

研修所が始まってすぐの頃、ソフトボールの各組の対抗試合がありました。目白のグラウンドで試合があったわけですが、石松さんも我々修習生に混って、キャッチャーとして出場されました。私は、ショートストップだったのですが。最初の試合で石松さんが打席に立つと、相手のクラスから野次が飛んできました。「ひねた修習生やなあ」というものでした。我々は即席のチームだったのですが、勝ち進んで、最後に決勝で負けたのです。残念会を兼ねて、目白で一軒飲んで、それから池袋へ繰り出して、養老乃滝という店で相当飲んで家に帰りました。翌朝、私の母から、「履いて帰った靴は、お前の靴じゃない。だいふ泥のついた靴を履いて帰っているけど、とにかくお前のじゃないよ」と言われました。翌朝1時限目が刑裁の授業

だったのです。その靴を持って研修所に行ったのですけれども、教室に石松先生が入ってこられて、開口一番、「昨日の晩、靴を間違えて帰った奴は誰だ」というわけです。そこで授業の前に靴を交換して、それから刑裁の授業というようなことでありました。

その後、課外研修で那須に行きまして、教官も修習生も一緒に温泉に入る。裸になるわけですけれども、石松さんの下穿きが越中ふんどしだったものですから、たちまち修習生の間で恰好の話題になりまして、石松さんとの距離が一気に近くなったように思いました。

授業でどういうことを教わったかということは、ほとんど記憶にありません。ただ、民裁の授業と対照的だったという記憶があります。民裁教官は、司法研修所4期の賀集唱先生でした。こちらは要件事実の権化のような方でしたから、非常に厳しかった。修習生は、いろいろ問い詰められて答えに窮するというようなことでありましたが、対照的に石松さんの授業はそういうのではなく、自由に意見を言わせるやり方でした。また、今日のお話でも出てきているように、法律論のベースに事実があるということで、事実から事件を見るということ、和やかな中にもしっかりと教わりました。

修習生の方も、その頃はずいぶん活発にいろいろと言いたいことを言っていたと思います。私は、東京大学で刑事訴訟法を団藤重光先生、刑法を平野龍一先生、刑事政策を藤木英雄先生に教わりました。今考えてもすごい豪華メンバーだったと思いますけれども、私どもが修習生になった頃は、田宮裕先生だとか松尾浩也先生とか次の世代の刑事法の学者達が新しい論文を次々と書かれている時代で、学者の方も非常に元気がよかったという印象ですね。ですからそういうものをベースに、敵わぬまでも教官に議論を挑むというようなところがありました。後に、法務大臣、参議院議長となった同級生江田五月君も、そのような修習生でした。学者の方も、その

頃は外国との関係も含めて、それぞれ独自の情報源を持っていらした。最近のように、法務省に情報が集中してしまって、そこにアクセスできない者が新しいことをなかなか言えないような時代ではなかったように思います。

それから、もう1つ強く感じたのは、教官の方々が自ら戦争を経験していらっしまったということです。石松さんの略歴にも、昭和19年ぐらいのころから横須賀、下関で軍隊生活をされた経歴が書いてありますけれども、授業の合間に、「丘の上で敵機が来るのを見張っていた」とか、あるいは「海に潜って沈没船から米をひきあげてくるようなことをやった」、というようなお話を聞かされるわけです。法律なり事実の議論をしていますが、石松さんのベースにやっぱりそういう戦時中の体験があるということが自ずと伝わってくるころがありました。

2年間を過ごして研修所を修了するときの石松さんの我々修習生に対する餞の言葉を2つだけ覚えています。1つは、「これから色々な人間と出合うだろうけども、その人の悪いところでなく、良いところをよく見て付き合いなさい。」ということ、もう1つは、現在に通じる話ですけれども、「今の日本には憲法体制と安保体制の2つが存在するが、君達には、憲法体制を大事にする法律家になってもらいたい。」ということ、最後に言われたのです。50年経って最近の憲法論争を聴きながら、「嗚呼、あの時、50年前に石松さん、このことを言われたのだな」と、改めて感慨深く思うわけでございます。

こういう授業を受けたせいもあったと思いますけれども、私どものクラスは、非常に任官者が多かったのです。裁判官任官は8人。私も、裁判官として大阪地裁に参りました。1968年から71年まで勤務しました。そういうことで、今日色々なお話を聞いていて全然違和感がないと言いますか、40年ぶりである当時の大阪地裁の雰囲気に戻らせていただいております。

最初に第2民事部に配属になり、それから3年目に第4刑事部に移りました。その前年に石松さんが研修所を終えて大阪に帰ってこられまして、刑事部で1年間、今度は裁判官として御一緒することになりました。

少し研修所を離れますが、石松さんとの登山の事は、ぜひお話しておきたいと思います。石松さんとは、研修所時代にも、登山を御一緒したことがありましたが、1970年、大阪万博の年に、私も研修所20期2組の同級生の井岡三郎弁護士が、石松さんと私の所にやってきて、山に登りましょうと言うのです。それで、大峰山に登りました。それが第1回となり、それから実に43年、つい最近まで、数人から10数人が参加して、ずっと毎年一回山に登るということが続きました。必ず、石松さんが先頭で登るのです。登る前には石松さんからその山についての解説とスケジュールを必ず頂く、とこういうことでしたが、とにかく、皆勤されたのは石松さんだけなのです。80歳になられた時に、記念登山をやったのです。富士山に次いで高い南アルプスの北岳という3,152mの山です。これも、先頭で登られました。以前は、トレーニングもかねて毎朝長距離を走っておられました。最近は、さすがにちょっと控え気味のようなのですが、犬に吠えられたり、自転車と正面衝突して人事不省になられたり、色々あったようですが、この体力、気力は本当に大したものでした。

井岡君のことですが、こういう関係もあって、石松さんが裁判官を退官されるときに「ぜひうちの事務所に来ていただけませんか」と声をかけたのです。井岡君は、「それまで自分は、師と呼べる人に巡り合わなかったけれども、研修所で初めて、師と呼ぶにふさわしい人に巡り合った。」と、こういうことで、本当に純粋な気持ちで石松さんに声をかけた。そこで石松さんも井岡君の気持ちにこたえて、居場所といいますか、そういうものを得られて、阪神法律事務所に25年間おられる。こういうことになって、「井岡君、善いことをしてくれたな」と心から思っております。もともと、石

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

松さんは、裁判官を退官したらば山に木を植えて過ごしたい、こういう望みだった。そういう静かな生活を望んでおられた。ところが、こと志に反して、25年も弁護士としての多忙な生活を送られることになったのでした。おそらく、御本人もこうなるとは思っていられなかったと思うのですが、このように、なお現役弁護士として元気に過ごされておられるのは、大変うれしいことです。

私は、この20期2組のクラス会の幹事を務めております。これは東京で毎年一回やっているのですけれども、毎年石松さんが来てくださいます。5人おられた教官も、今では石松さんだけになってしまいました。末永く続けて御出席をいただきたいと思っております。50年前の修習生として本当に素晴らしい教官に巡り合えたと思っております。人におもねることもなく、媚びることもなく、自分の筋を通してこられました。それでいて裁判官としても、弁護士としても、これだけの業績を上げられて、なおかつ人に信頼され、大勢の人が慕ってくるというのは、本当に素晴らしいことです。木を育てるという夢は果たされなかったけれども、その代りに、たくさんの人を育てられました。

石松さんの末永い御健康をお祈りして、私のつたない話を終らせていただきます。どうもありがとうございました。

(こすぎ・たけお／東京弁護士会)

## 浦 功「石松先生と弁護士活動」

### 一石松先生弁護士活動25年の御活動

私は、司法修習23期ですので、残念ながら教官としての石松先生から御指導を受けたことはございません。

先生が1990年に弁護士登録をされて、既に25年になられます。石松先生

の弁護士としての御経歴では、数多くの重要な事件の弁護を担当されたほか、弁護士会の刑事弁護委員会、さらには「陪審裁判を復活させる会」など広くて深い御活動をなさって来られたことは申すまでもありません。

先生が弁護士登録されましてから、私は、何件かの事件を弁護人として御一緒にさせていただく機会がございました。これらの事件を通じて私が先生との接点があった範囲で、以下3つの事件に関しまして、石松先生の弁護士としての御活動について、お話させて頂きたいと思います。

## 1. 甲山事件

私たちが最初に石松先生に弁護人の就任をお願いしたのは、甲山事件でした。甲山事件につきましては、皆様方は詳しく事件の内容や経過を御存じのことと思いますけれども、ここでは、その時系列を思い出していただくために、少し経過をお話しさせていただきます。

甲山学園という精神遅滞の子供らを療育する施設で、1974年3月に2人の園児が遺体となって汚水槽で発見されるという事件が起きました。第1次捜査では、保母の山田悦子さんが被疑者として逮捕・勾留されましたが、処分保留で釈放され、不起訴処分となりました。その後、山田さんが原告となられて第1次捜査が違法であるということを理由に、国家賠償請求訴訟を提起されます。この訴訟の中で、甲山学園の園長さんと同僚の保母さんが山田さんのアリバイについて証言されました。この国賠訴訟の審理中に、検察審査会によって不起訴不当との決議がなされ、それを受けて、1978年2月に、園長さんと同僚の保母さんが国賠事件でのアリバイ証言が偽証だとして逮捕されました。それと同時に、山田さんも園児に対する殺人罪で再逮捕されました。第2次捜査が行われた上、専ら園児らの目撃供述に依拠して、3人とも起訴されるという経過を辿りました。しかし、第1審の神戸地裁は、1985年10月17日に、園児らの供述も、被告人の自白も

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

信用性を欠くとして、無罪を言い渡しました(神戸地判昭60・10・17判時1179号28頁)。裁判長は、角谷三千夫裁判官でした。私たち弁護団はこれが不動の結論だと思っていましたが、これに対して検察官が控訴し、大阪高裁は、1990年3月23日に、原判決を破棄して神戸地裁に差し戻すという、私たちにとって全く予想外な判決をしました(大阪高判平2・3・23判時1354号26頁)。裁判長は、西村清治裁判官、右陪席は、石井一正裁判官でした。この判決は、園児に対する口止め工作だとか、被告人のアリバイ工作等について、原審では取り調べるべき証拠が取調べられていないとして、審理不尽による事実誤認の疑いがあるという理由で破棄差戻したというものでした。

このように甲山事件の1審無罪判決が破棄差戻されたという段階で、私たちは、石松先生に弁護団に加入頂くことをお願いをすることになりました。石松先生は、その年の3月に裁判官を退官されて、弁護士登録をされた直後だったと記憶しています。

この高裁判決に対しまして、弁護団は上告しましたが、1992年4月7日に上告は棄却されました。その後1993年2月から、神戸地裁で差戻し審の審理が始まることになりました。差戻し審の構造は続審か覆審か議論のあるところですが、いずれにしても、刑訴規則213条の2の公判手続の更新の規定が準用されているようです。そこで、この差戻し審では、私たちは、公判手続の更新に当たって十分な時間をかけ、重要証人については詳しく証拠弁論をしました。また、差戻し審における証拠調べにつきましても、当時としては異例の月3、4回全日公判という日程を入れて入念な審理を行いました。その結果、差戻し後の神戸地裁は、1998年3月24日に無罪判決を言い渡しました(神戸地判平10・3・24判時1643号3頁)。裁判長は、吉田昭裁判官でした。

これに対し検察側は、なおも控訴しましたが、大阪高裁は1999年9月29

日に控訴棄却の判決を言い渡しました（大阪高判平11・9・29判時1712号3頁）。この判決の裁判長は、今日御出席の河上元康裁判官でした。検察官は、この高裁判決については上訴権を放棄し、その時点で、山田さんに対する無罪判決がようやく確定しました。第1次捜査から実に25年という長い歳月を経て、ようやく無罪が確定したという事案です。そのことは、皆さんよく御存じのことで、繰り返すまでもないことだと思います。

この甲山事件で、石松先生は、「破棄判決の拘束力」の問題を御担当になられました。破棄判決の拘束力というのは、破棄の直接の理由、すなわち原判決に対する消極的否定的判断について生ずるものであって、その判断を裏付ける積極的肯定的判断は、消極的否定的判断を導く縁由的な判断であるから、それには拘束力は生じないというのが、八海事件大法廷判決（最判昭43・10・25刑集25巻11号961頁）以来の判例の立場でした。その前提に立ちながらも、この破棄判決の拘束力はどのような点について生じ、またどうすれば消滅するかという点については、なお議論のあるところでしたが、石松先生は、控訴審裁判所は、あくまで事実誤認の疑いがあるとして、原判決を破棄したにとどまるから、破棄判決の拘束力を考える必要はなく、差戻し後の事実審裁判所は、証拠調べの結果によって自由な心証に基づいて事実認定することができるという理論を展開されました。これは、石松先生が、破棄判決の拘束力に関するこれまでの学説や実務の在り方を整理されて明解な論理をもって力説されたところです。

これに対して、差戻し後の第2次第1審判決は、要証事実に関する結論的事実認定と直結する個別的な事実関係の一部についても、なお、第1次控訴審の破棄判決による拘束力を認めるとい判断に立っていました。そこで第2次控訴審でも、検察官はこの破棄判決の拘束力の問題を第1に取り上げましたので、大きな争点の1つになっていました。この点について、第2次控訴審判決は、第1次控訴審判決について、事実誤認の疑いがある

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

とすることで確定的な事実判断をしていないと解される以上、事実判断の拘束力を問題とする余地はなく、その拘束力を論じるまでもないとして、拘束力はないとの明解な判断を示されました。この点は、大阪高裁の河上裁判長が、石松先生の力説されたところを、採用されたことによるものと思われる。

当時、私たち甲山事件の弁護団の多くは、非常に若い弁護士の集まりでした。とりわけ、当初の国賠訴訟は、事件発生直後の1974年4月に登録したばかりの司法修習27期の弁護士数名が、同年の夏頃に提起したもので、弁護士になって数か月目という弁護士ばかりが関与していました。そのような経験の浅い弁護士が、アリバイといった微妙な問題について証人尋問を行っていました。私たち仲間の口の悪い連中らは、甲山事件の国賠弁護団を「少年探偵団」だと評してしていたくらいです。そして、甲山事件が刑事事件として起訴された後は、弁護人数こそ増えましたが、それでも多くは私たちのような若い弁護士であり、差戻し後の第1審の審理の在り方などという問題については、ほとんど全く知識も経験もないという状態でした。そのような中で、刑事裁判官として深い学識と御経験豊かな石松先生に弁護団に加入していただいたことによって、私たちは、差戻し審の審理について、どう考えるべきか、実務的にどのように手続を行うべきかということについて、最初から御指導いただくことができました。石松先生の御指導なしに、それまでの弁護団だけでは、破棄差戻し後の第2次第1審及び控訴審において、とても十分な弁護活動ができなかったと思っております。甲山事件が差戻し審で無罪判決を勝ち取ることができましたのは、正に石松先生のおかげだと考えております。

## 2. 銃刀法違反S事件

次に、私が石松先生と御一緒させていただいた事件で、銃刀法違反の共

謀共同正犯事件があります。これは、暴力団の親分が、けん銃を所持してボディガードとして随行した子分との間で、けん銃の携帯所持につき共謀共同正犯が認められるかが問題となった事件です。この事件は、けん銃の携帯所持に関しまして、親分と子分との間の共謀共同正犯の成否が論じられた、いわゆるスワット事件の最高裁決定（最決平15・5・1刑集57巻5号507頁）と並んで、しばしば取り上げられてきた事件です。

この事件では親分たる組幹部としては、2人いまして、1人はS氏で、当時K会の会長でY組の若頭補佐でしたが、現在はY組組長となっています。もう1人はT氏で、今は組関係から離れていますが、当時H会の会長でY組の若頭補佐をしていました。

S・Tの両氏は、それぞれ組員らと共に1997年9月20日に、たまたま一緒に大阪ヒルトンホテルに宿泊していたのですが、同年8月28日に神戸のオリエンタルホテルでY組の若頭が射殺されるという事件があったことから、両名の宿泊情報を入手した大阪府警曾根崎警察署が、翌朝30数名の警察官を動員して、組長らの一行に対して一斉に職務質問と所持品検査を実施しました。その結果、両組の組員の中に、けん銃を携帯所持していた者が各2名いたことが発覚し、いずれも現行犯逮捕されました。S・Tの両氏は、その場では逮捕されることはありませんでしたが、同年11月になって、暴力団に対する、いわゆる頂上作戦ということで、逮捕状が発付されて指名手配されてしまいました。

まず、S氏につきましては、1998年6月に逮捕・勾留され、同年7月にけん銃等の携帯所持の共同正犯として起訴されました。しかし、2001年3月14日に、第1審の大阪地裁で無罪判決が言い渡されました。裁判長は、上垣猛裁判官でした。第1審判決は、「本件事件前後の被告人らの詳細な行動やK会における被告人に対する警護状況については不明確なままであり、検察官は暴力団の行動原理という一般論を持ち出して立証を試みたが、

いかんせん証拠関係が薄く、公判廷において取り調べられた証拠によってはいまだ合理的な疑いが残る。」と判示して無罪を言い渡したのです。

この判決に対して、検察官が控訴し、控訴審では原審証人の一部について再尋問などを行うなどした上、大阪高裁は、2004年2月24日に破棄自判し、原判決を破棄して被告人を懲役6年に処するという判決を言い渡しました。裁判長は、白井万久裁判官、右陪席は、的場純男裁判官でした。この的場裁判官は、途中で前任者と交代されたのですが、この方はどうも暴力団嫌いだということで、原審の記録を隅から隅まで読んで、何とか有罪にできる材料はないか探しているらしいというような噂を耳にしたこともありました。私たちはそれでも、事件の証拠関係が極めて薄いことにてらして、1審判決を破棄することはとてもできまいと思っていたのですが、期待は簡単に裏切られてしまいました。この判決の判示は、やや特異で、わざわざ「事実認定に当たり特に留意すべき点」と題して、次のように説示しています(大阪高判平16・2・24判時1881号140頁)。

「K会関係者の供述は、共謀や認識の存在を否定する方向で細部までよく一致しており、一見、相互に信用性を大きく補強し合っているように見える」が、「K会関係者の供述の信用性を判断するに当たっては、虚偽供述がなされる可能性に配慮し、乏しいながらも確実に認定できる客観的事実との整合性にとくに意を用いつつ、経験則と常識に従って慎重に判断することが要求されるというべきであり、単にK会関係者の供述が一致しているからという理由だけで、安易にその信用性を肯定するようなことがあってはならない。」と言い放ちました。その上で、この判決は、「K会関係者の供述内容の真否がいずれとも判断できず、信用性を積極的に肯定するに至らない場合には、被告人に有利であれ、不利であれ、いかなる間接事実の存在も認定するべきではないのであって、関係者の一致した供述を排斥するに足りる事情が存しないからといって、個々に、『疑わしきは被

告人の利益に』の原則を安易に適用し、不合理な内容を含む関係者の供述内容とおりの間接事実が存在したと認定することは、要証事実の存否に關する最終的判斷を誤らせる危険が大きく、許されないというべきである。」としたのです。

この判決は、平たく言えば、ヤクザの言うことなんか信用してはならない、ヤクザ事件では、たとえ証拠が乏しくとも、乏しい証拠の中から「真実」を捜し出して有罪にできるよう認定判斷をすべきだ、ヤクザについては「疑わしきは被告人の利益に」という刑事訴訟の基本原則を後退させても構わないんだ、と言わんばかりの特異な判示をわざわざしたのです。

この控訴審判決につきましては、弁護側が上告したのですが、2005年11月に上告が棄却されました。S氏は服役して、2011年4月に出所してきました、いまはY組の組長という立場にあります。

この事件では、横井大三先生、寺尾正二先生、渡辺保夫先生ら刑事司法の重鎮の方々が多く弁護団に加わっておられましたが、石松先生は、捜査段階から関与され、勾留請求を却下すべきだとする意見書を作成されたほか、公判では弁護団長として被告人質問を担当されました。控訴審でも弁護団を指導され、また控訴審判決については、上述した「留意点」なるものの判示について、供述の信用性の判斷は証拠との関係で個別になされるべきであるのに、裁判所は愚かな一般論を展開しているとして厳しく批判されました。そして、S氏本人も、石松先生を心から尊敬されていて、現在もお石松先生の絶大な崇拜者の1人だと聞いております。

### 3. 銃刀法違反T事件

もう1人の現場にいたT氏についてですが、T氏も、2001年7月に逮捕され、同年9月に同じくけん銃等の携帯所持の共同正犯として起訴されました。しかし、第1審の大阪地裁は、2004年3月23日にやはり無罪判決を

言い渡しました。裁判長は、水島和男裁判官でした。判旨は、「当公判廷で取り調べられた全証拠を総合しても、被告人において、組員らがけん銃等を携行して警護しているものと概括的にせよ確定的に認識しながら、それを受け入れて容認していたとするには未だ合理的な疑いが残る。」というものでした。この判決に対して、検察官が控訴しましたが、大阪高裁も2006年4月26日に、控訴棄却の判決を言い渡しました。裁判長は、片岡博裁判官でした。検察官控訴が棄却されて、事実審において2度目の無罪判断を勝ち得たわけですが、検察官は、それでも上告しました。上告審が係属したのは、第2小法廷で、当時、検察出身の古田佑紀さんがその構成員の1人でした。最高裁で弁論が開かれましたが、もちろん、石松先生も出席されまして、この事件は、記録をきっちり読みさえすれば無罪以外結論はないのだと力強く弁論されました。上告審は、2009年10月19日に判決を言い渡しましたが、それは、第1、2審の判決には、間接事実の認定・評価を誤って、ひいては重大な事実誤認の誤りを犯した疑いがあるとして、第1、2審判決を破棄して第1審の大阪地裁に差し戻すというものでした。

この破棄差し戻しを受けた大阪地裁は、2010年3月から2度目の第2次第1審の審理を開始しました。弁護側は、第2次第1審では、証人9名を申請しましたところ、裁判所は弁護側申請証人全員を採用して取り調べて、上告審判決の拘束力の問題をクリアした上で、2011年5月24日に被告人に対して再び無罪の第1審判決を言い渡しました。裁判長は、齋藤正人裁判官でした。事実審における3度目の無罪判断です。

この判決は、客観的証拠に基づいて詳細な事実認定をした上、供述の信用性についても慎重に判断して、組員らがけん銃等を所持した理由として、次のように判断しました。当日けん銃を所持して随行した組員らは、「自らの判断で自発的に所持した場合のほか、被告人以外の者から被告人が知らない間に指示された場合なども考えられないではなく、被告人を警護す

る意図を有する組員らが被告人に同行している事実が認められるからと  
いて、直ちに被告人がそれらの組員のけん銃等の所持を認識、容認して  
いたとまでは言えないことがあり得る」として、共謀を否定したのです。

この判決に対して、検察官は、またしても控訴しました。第2次控訴審  
の大阪高裁は、2013年8月31日に、今度は、第2次第1審判決を破棄して  
大阪地裁に差し戻すとの判決を言い渡しました。裁判長は、森岡安廣裁判  
官でした。この判決は事実関係については、第1次最高裁決定の認定判断  
を、そのまま忠実に踏襲した上で、第2次第1審判決には事実誤認の疑い  
があるというものでした。そして、控訴審では、検察側申請の証人は採用  
されたものの、公判期日に出頭しなかったため、その供述調書が採用され  
ました。しかし、さしもの第2次控訴審裁判所も、その供述調書だけでは  
破棄原判するに足りないと考えて、控訴審における「事実取調べは事件の  
核心ないし主要な争点に及ぶものではなかった」として、大阪地裁に差し  
戻したのです。

これに対して、弁護側が上告しましたところ、上告審では、第3小法廷  
に係属しました。上告審では、木谷明先生にも弁護団に加入してもらい、  
石松先生を団長として、木谷先生に私たち4名を加えた6名で弁護団を構  
成しました。私たちの上告趣意書は、1審無罪判決に対する検察官控訴が  
憲法39条が禁止している二重の危険に該ることのほか、原審に差し戻して  
みてももはや実質的に意味のある証拠調べが期待できない場合には、裁判  
所には差戻しては方法で事件の最終結着を図る義務があるとの判例  
(最判昭58・5・27刑集37巻4号474頁)を生かして、既に事件発生から17  
年、被告人の逮捕から13年を経過している本件では、憲法37条1項の趣旨  
からも、検察官の控訴は棄却されるべきであること、さらには、チョコ  
レート缶事件判決(最判平24・2・13刑集66巻4号482頁)の判旨にのっ  
とって、第2次控訴審である大阪高裁の事実誤認の判断の理由には、第2

次第1審判決の事実認定が、論理則、経験則等に照らして不合理であることが具体的に示されていないこと、などを主張しました。私たちは、すいぶん良い上告趣意書を提出できたと思っていたのですが、第2次上告審において、2015年3月3日にいわゆる三行半で上告棄却されてしまいました。第3小法廷というのは、大阪弁護士会から最高裁判事になった木内道祥裁判官が入っているところですので、私たちは同小法廷の判断に期待していたのですが、ここでも期待は裏切られて残念な結果となってしまいました。木内裁判官につきましては、私たちが提出した上告趣意書をまじめに読んでくれているのではないかと大変失望した次第です。このT事件は、今から前代未聞の3回目の地裁での審理、第3次第1審が始まろうとしてるところです。

石松先生は、T事件でも、もちろん第一線で弁護活動を行ってこられました。先生は、どの段階における書面についても、常に必ず、どこかのパートを担当されて起案されます。上告趣意書でも、緒論を担当された上、本件の全体的な見地から私たちでは気づかない点を的確に指摘して頂きました。先生は、第3次第1審につきましては弁護人を辞退されましたが、私たちとしては、今後もおお、先生から直接御指導を仰ぎたいと思っていましたので大変残念に思っている次第です。

#### 4. 石松先生の弁護士としてのお考えについて

石松先生が全文起案され、先生の弁護活動に対する姿勢を述べられた書面が残っております。これは、刑事弁護人として石松先生がどのような姿勢で事件に臨んでこられたかを理解頂くのに格好のものだと思います。少し長くなりますが、最後にこの書面を読み上げさせていただいて、「石松先生と弁護士活動」という私の報告の責めを塞ぎたいと思います。

産経新聞が、S事件について数多くの弁護人が選任されていることを擲

揄して、「異様な法廷の光景だ」などという記事を掲載したことがありました。石松先生は、それを意識されて、S事件の第1審の無罪判決が言い渡された2001年3月4日に、「本件における弁護活動について」というテーマの書面をお作りになって、マスコミに発表されました。これがこの書面の内容です。

「本件は、Y組若頭補佐でK会会長の地位にあるS被告人にかかる銃砲刀剣類所持等取締法違反事件である。本件では、14名の弁護士が、被告人の弁護人に選任されて弁護活動を行ってきたが、異例ともいえる多数の弁護人が本件にかかわった理由について一言しておきたい。

銃を用いた凶悪犯罪が多発している今日、銃器犯罪を厳しく取り締まるべき必要があることは言うまでもないところである。しかし、そうだとし、罪なき者を処罰することが許されないこともまた当然である。そして、犯罪が成立するか否かは、憲法と刑事訴訟法に従って、証拠に基いて厳格な証明によって判断されるべきことが求められるのであり、このことがゆるがせにされるようなことがあれば、戦前の治安維持法下における暗黒裁判と同様の事態を容認することになる。このようなことは、民主的な法治国家において、とうてい放置できないものである。

本件で、被告人は、組員らが行ったけん銃等の携帯・所持の共謀共同正犯に当たるとして、逮捕・勾留され、起訴されたのであるが、もともと共謀共同正犯という考え方は、実行者でない者を実行者と同じように処罰しようとする点で、人権保障上、極めて危険な要素を含んでいる。この点、昭和33年5月28日の最高裁大法廷判決（練馬事件）は、共謀共同正犯が成立するには、「謀議」が必要だとして、共謀共同正犯の成立範囲を限定して、不当な拡張解釈に歯止めをかけたのである。

そもそも、本件では被告人と組員らの間の共謀、すなわち謀議の存在を窺わせる的確な証拠も全くと言ってよいほどないし、もとより被告人は共

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

謀の事実を強く否定している。にもかかわらず、捜査当局が、被告人を逮捕・勾留して、起訴までするに至ったのは、被告人がY組系の大物組長だからであり、捜査当局が一罰百戒的な効果を狙い、「暴力団」に対する社会的な評価に依拠し、安易な事実認定と不当な拡張解釈を介して、有罪に持ち込もうとしたところにある。しかしながら、被告人が大物組長であるからといって、罪なき者を処罰してよい理由にはならないことも、多言を要しない。

捜査当局のこのような対応に対し、弁護団は、ひたすら憲法と刑事訴訟法の適正手続の原則が守られ、共謀共同正犯の成立範囲が最高裁判例に従って正しく解釈され、被告人に対する本件の事実認定が、法と正義に基づいて行われるべきことを求めてきた。そして、被告人に対しても、法と正義が保障されることによって、初めてこの社会における民主主義と基本的人権の価値が具体化されるものと確信し、弁護活動に従事してきたものである。

以上のように、本件がこの社会における基本的人権と正義の実現に強くかかわる事案であることを、弁護団としては強く訴えたいところである。」

以上をもちまして、「石松先生と弁護士活動」という、私の報告を終わらせて頂きます。

(うら・いさお／大阪弁護士会)

## 浅田和茂「陪審制度を復活する会」と石松先生

立命館大学の浅田でございます。この1月から、石松先生と交代しまして、「陪審制度を復活する会」の共同代表をさせていただいております。

陪審制度を復活する会自体は、皆さまご承知と思いますが、佐伯先生が代表になられて1995年に結成された市民も含めた団体です。その前に、東

京の方で伊佐千尋さんや後藤昌二郎さんが、「陪審制度を考える会」を作っておられて、その流れも汲んで作られたのですが、発足から今年で丁度20年になります。石松先生は、2001年から佐伯先生とお二人で共同代表をしてこられ、佐伯先生が2006年に亡くなられてからは、医師の石田文之祐さんと御一緒に、去年の末まで共同代表を続けてこられました。

陪審制について石松先生はどう考えておられるのかということですが、石松先生のこの本、『刑事裁判の空洞化』（1993年、勁草書房）の中に、1989年に北大で講演された記録が入っています。「我が国の刑事被告人は裁判官による裁判を本当に受けているのか」と言う表題の講演です。その中で陪審制に触れておられて、そこでは、「精密司法あるいは調書裁判と言う捜査裁判実務の根本的改善には、立法上の措置が必要であります。この点にまで詳しく触れる余裕はありませんが、根本的改革のために陪審制度など民衆参加の裁判制度をとるしかないと言う意見もあります。確かに、これらの制度の採用によってしか改革はできないのかもしれないかもしれません。しかし、これらの制度を採用する場合、肥大化した捜査態勢と捜査の実体をそのままにしておいたのでは事態はかえって悪くなります。決して、改善の見込みはない、ということに十分配慮しなければなりません」と述べておられます。

もう1つ、1990年に書かれた「裁判官から見た我が国の刑事裁判」という論文が、この本の中に入っています。そこでも、調書裁判を批判して、公判中心主義を実現すべきである、ということが強調され、陪審・参審等の市民参加を認めるべきであると言われていています。「私も、司法が市民参加という形態で民主的基盤を持つことを大望する者の1人であり、陪審法が戦時立法により、一時的にその施行を停止されたものであるという異常な事態は、早急に改められなければならないと考えます」と言われつつ、緊急の課題は、ともかく公判中心主義の実現であるということで、当時は

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

まだ参審・陪審の議論がそんなに活発になっていない時代でしたので、それよりは、現実の公判中心主義、調書裁判からの脱却、あるいは捜査の改革ということが急務だと言っておられたわけです。

その後、2004年に裁判員法が制定されて、2009年から実施されているわけですが、裁判員法の審議中の2003年、『季刊刑事弁護』35号に「飾り物だけの国民参加にならない為に——裁判員制度設計上の最低条件」という論文を書いておられます。レジュメに引用しましたが、「筆者は、基本的に陪審制度を支持する。と言っても、何も陪審制度を新設すべきであると主張しているのではない。現在ある陪審法に、現行憲法及び刑事訴訟法法規に適合するようにする為の最小限の改正を施し、現行法である陪審法の停止に関する法律の規定しているとおりに、速やかに陪審法を施行すべきである、という法治国家の国民として当然のことを言っているに過ぎない」と述べられています。そのあと、陪審法についてのお話があり、裁判員裁判については、無作為抽出で選ばれる裁判員は、事実の認定と有罪無罪の認定の分野に限定すべきである、今は量刑までさせているが極めて問題がある、対象事件は否認事件に限るか、被告人に選択権を認めるべきであると言っておられます。実際には、重大事件に限って、裁判員裁判を受ける義務が課せられているのが現状です。さらに、裁判員の数については、2、3人から、あるいは9人、11人という案まで色々あったわけですが、陪審的な裁判員制度ということを念頭におくと、9人ないし11人とすべきであると言っておられます。現状は6人になっています。評決も全員一致ないしそれに近いものとすべきであり、何よりも、捜査の姿勢が根本的に改められる必要があると言っておられて、将来の陪審制の採用に向けての足場になるような制度が作られ、飾り物だけの国民参加にならないことを切望すると述べて、論文を閉じておられます。

その後、2004年に裁判員法ができ、それを受けて書かれたのが、

2005年の『法と民主主義』399号の論文で、「裁判員法刑事訴訟法一部改正批判」という表題であります。予想していたとおりであるが、出来上がった裁判員法は、国民の刑事司法に対する主体的、自主的参加の実現には程遠いものである、将来の陪審制度の実現への展望は全く見られない、そればかりでなく、裁判員法と抱き合わせに作られた改正刑訴法は、現在、公判中心主義、集中審理の実現を困難にしている原因を、正確に究明して対策を講ずることなく、裁判員の関与を梃として、闇雲に争点整理と集中審理を強行し、我が国の刑事司法の無辜の不処罰機能をいよいよ喪失させようとしている、と書かれています。

結局、裁判員裁判あるいは裁判員法の色々な問題点を詳しく検討していくと、やはり陪審制の採用しかないということになるのではないかと私も考えております。そういうこともありまして、石松先生からお話が合ったとき、後をお引き受けすることになった次第です。2004年4月から陪審制度を復活する会の機関紙『陪審員制度への道』が発刊され、10号まで来たのですが、暫く止まっております。それを再発行しようということで作業を進めておりまして、まもなく皆さまに第11号をお届けできる予定です。

「陪審制度を復活する会」は、発足時から今日までずっと樺島事務所のお世話になってきました。今日は樺島先生も来ておられますので、一言お願いできればと思います。

(あさだ・かずしげ／立命館大学教授)

## 樺島正法「陪審制度を復活する会」

阪神大震災の年に、この会ができました。佐伯先生が代表でおられたのですが、佐伯先生が死亡されるちょっと前ぐらいから下村先生が代表をされてました。そして、下村先生が、高知県に移られた後は、石松先生に

大阪刑事訴訟法研究会「石松竹雄先生卒寿記念シンポジウム」(2015年6月20日)

やって頂いておりました。2001年4月から14年まで、13年間に渡って。私は、佐伯先生にも色々御迷惑をかけたと思うし、石松先生にも御迷惑をかけたと思いますので、ここでお詫びをしておきたいと思います。これから、浅田先生に御迷惑を色々かけると思いますので、よろしく願いいたします。

(かばしま・まさのり／大阪弁護士会)

### 石松竹雄「法曹生活65年の想い」

まず、速記官制度の問題について、本日はこれまで触れられていません。どなたかをお呼びするお話があったようですが、一番事情に詳しい速記官をしておりました石渡さんが適任者なんですけど、今年の1月に急逝されました。また、現在速記官制度を守る会の大阪支部長をしておられる安原さんも、本日は別の裁判官の会があってお見えになっていないので、私が速記官のことを簡単にお話しておきます。

私は、40年間裁判官をしましたが、できないのは速記官の仕事だけだと思っているんです。最高裁長官には、前に草場良八さんという人がなりましたけど、この人は、釧路で1年一緒に仕事をした人で、草場さんが長官をするぐらいなら俺でもという気になります。それから、廷吏とか、守衛、ポイラーマンとかそういうことやしたら、私は絶対にうまいことやると思っているんです。それで、裁判所の仕事で、私ができないものはないと思ってたけど、ただ一つできないのが速記官です。

速記官というのは、高校を出てすぐくらいの若い時に訓練を受けないとできないんですね。そういう問題もあるし、速記官のあの能力だけは本当に畏敬の念をずっと持ってきました。ところが、1997年に速記官の養成が停止されまして、今日まで再開されておられません。予算定員は別として、

実在定員で、おそらく一番多い時には750名くらいいたんだと思うんですが、その速記官が現在では200名ちょっとになっていると思うんです。それをこのまま放っておくと、やがて1名もいなくなってしまうという情勢なんです。この養成中止の本当の理由を、最高裁はなかなか言ってくれないんです。私は、研修所教官時代に私のクラスにいた最高裁判事に手紙を出して、なぜ最高裁は速記官の養成を中止するんかって聞いたら、丁重な手紙をよこしてくれたんですけど、本当の理由はやっぱり書いていないと、僕には思われます。

事情として考えられるのは、最高裁、それから高裁もそうですが、上級裁判所にいくほど速記官の評判が悪いんです。これは、昔からそうなんです。それはなぜかという、記録が膨大化する、読むのに大変だ、ということ。確かに速記録が冗長になっている面があるんですが、これは速記官の責任じゃなくて、尋問する方が悪いんですね。しかし、非常に膨大な量なんで、昔聞いた話ですが、最高裁判事で徹夜して記録を読んでいて泥棒に入られたのに気付かなかった方がおられたそうです。また、徹夜で記録を読んで、翌日の合議中に居眠りする最高裁判事がおられ、賛否を決める時に御意見どうですかって聞かれて、眠っていたもんだからとっさに御多数に従いますと答えたところ、今賛否同数ですって言われたという話を、ある辞められた最高裁判事から聞いたことがあります。今はそういうことはないでしょうが、速記は記録の膨大化を齎すということで、特に上級審で嫌われている向きがあるようです。

それから、速記反訳は、非常に非能率的と言われている。これは、1時間証人尋問すると、反訳には9時間ぐらい要するというので、反訳するのに時間がかかり過ぎることがいわれている。それから、速記官と書記官との間に軋轢がある。書記官に言わせると、速記官は自分の仕事だけして、速記の用事がない時は本を読んでいて書記官の仕事を手伝おうと

もしないという。そういうことで、両者の間がうまくいかないことになる。その原因の1つに、速記官の配置の問題があるのです。かつて、大きな裁判所では多くは各部に速記官を配置してました。そうすると、各部間の速記官の仕事量の調節がうまくできず、繁閑の差がひどくなって、書記官との反目を来すことになるわけです。しかし、これは、速記官の配置を適切にすることによって解決する問題です。また、裁判所の中では、どうしても、こういう技術的な仕事をする人達の組合活動は先鋭になる。家庭裁判所の調査官もそうなのですが。最高裁は、組合活動の活発化するのを嫌い、速記官より録音にということなるのでしょね。さらに、かなり大きな問題として、録音技術の問題があります。最高裁は、かなり前から録音技術が進歩するのだと信頼し、期待してたわけなんです。私がまだ、多分研修所の教官に行く前に、ある最高裁での会同に出席した時に、ある最高裁判事が見えて、速記録なんか時代遅れだ、これからは録音になるんだと言われていました。正確に録音でき、すぐに利用できる製品が容易にできるようなことを夢見てたようなんです。しかし、これは、絶対できないんですよ、日本語の場合は。日本語には、非常に同音異義語が多いもんですから。録音聞いただけではね、また、必要な部分を引っ張り出すということが、非常に困難なんです。以上のようなことが、速記官廃止の理由として主張されています。

しかし、最も決定的な理由は、予算の問題に関係しているとは私は思いません。速記官養成には多額の費用がかかるわけなんです。2年間という期間、若い職員を研修所に入れて訓練するわけなんですけどね。それに要する費用を他の予算に振り向ける。大蔵省との間で、おそらくその種の密約ができていると僕は思っています。最高裁としては、速記官がだんだん減って無くなる頃に、録音技術が進歩して、もう録音で全部賄えるだろうと、こう考えたと思うんですがね。そういう皮算用をしたと思うんです。これは、

しかし、速記を不必要とするような録音技術は、実現できていませんし、近い将来実現の可能性は全くないと思うんです。

戦後日本で機械速記を採用したのは裁判所と海上保安庁だけなんですけど、海上保安庁は、早くに止めてしまったわけなんです。それで、機械速記が残ってるのは日本では裁判所だけなんです。すばらしい技術であって、速記官・元速記官の熱心な方達の努力により、日本語の障害を克服して、どんどん研究が進んできています。御承知だと思いますが、今ではリアルタイムで速記できるわけなんです。そこまで進歩してるのに、速記官養成に向かって最高裁は動かないのです。

弁護士会も、地方の弁護士会では、俺んところは速記官どころじゃない、まず、録音の設備の方を先に裁判所はやってもらいたいという声が少ないのです。というのは、現在小さい裁判所には、速記官がいません。速記官が回ってくるまでは、とても待ちきれないので、録音の方を整備してくれという要求が強いという状況が最近まで続いてきました。最近、漸く各地の弁護士会で速記官養成再開の要望が出てきています。しかし、このまま推移すると、やがて速記官が、無くなってしまうというような厳しい状況になっているわけです。

私は、速記官制度を守る会大阪支部長という職務を引き受け、国会議員に訴えるなど多少のことはしたんですが、効果は上がらず、残念な結果になっています。私の後は、安原さんが引き継がれ、少しずつ弁護士会なんかの動きは活発になってきております。

少し違う話をします。喜多村さんのお話の中で、大阪で第2回の裁判官懇話会をやった時の話が出ましたが、この時の苦労話を、ちょっとしておきます。一番困ったのは、私も地裁判事でしたし、やはり高裁判内裁判官には全て案内状を出そうと思ってやったんですが、その世話人に高裁判事

が1人もいないっていうことでした。その時にちょうど、戸田勝判事が大阪地裁の上席判事から、大阪高裁判事に転出されました。普通は大阪地裁の上席判事からは所長になるんですけどね。その理由は、戸田さんが宮本さんの再任拒否の際、理由を示してもらいたいという署名をされたんです。その時、若い者で、上席判事は署名は止めた方がいいですよと言って止めたんですけど、戸田さんは聞かれずに署名しました。おそらくそれが原因になって、戸田さんは所長にならずに、高裁の総括裁判官に代わられたんです。その戸田さんに、世話人になってくれとは頼みにくかったけど、やはり高裁の判事が誰か世話人に加わっていないと、大阪高裁管内の裁判官に直接呼びかけてやるのに、格好がつかんことになります。そこで、私が戸田さんと一晩飲み屋で飲んで説得したんですが、そのうちに雨が降り始め、やがてドシャ降りになり、とうとう徹夜して飲み、朝になったら快晴になりました。そこで、「これは幸先いいから戸田さんやりましょう」と言ったら、戸田さんも「やりましょう」と言って、高裁判事の世話人が決まりました。それからは、割と順調に世話人が集まりました。そういう裏話でございます。

このとき集会の案内状を作りました。4か月ばかり前の東京での集会の場合、公式には東京高裁管内の裁判官にしか案内状を配らず、他管内の裁判官は勝手に案内状もらったり、伝え聞いてきたということにしたようでした。大阪の場合も、大阪高裁管内の裁判官全部にだけ案内状を出したのですが、そのとき、事前に、高裁事務局長を通じて、高裁長官にこういうものを出しますからという了解を求めたところ、長官から呼び出しがかりました。西尾太郎さんと私とが行ったのですが、長官が、「集会をやるのは構わないがこういう書面を出すのは止めてくれ」と言ったのに対し、私どもは、「書面を出すのは止められない」と言ったのです。長官は、奥戸さんという物分かりのいい方で、強くは言わずに黙認してくれたという

裏話がございました。以上は、喜多村さんのお話との関係でした。

次は、石川さんのお話で、刑訴研究会の事です。私は、初任の大阪に3年いて、それから神戸に3年と8か月いたんですが、その間最後の1年は民事事件をやり、その次の堺では少年事件をやっていて、刑事事件からずっと離れていたものですから、刑訴研究会ができたのは知っており、私にも出席するよう声はかかりましたが、神戸、堺にいた時にはほとんど出席したことがありません。刑訴研究会が1955年にできたとすると、私は、その頃から、神戸、堺、釧路で少年事件と民事事件を主にやっていたわけです。その間、民事事件に興味を持つようになり、昭和37年大阪地裁に転任する時、転任先の大阪地裁からあらかじめ担当職務の希望を聞いてきたから、民事本訴、保全処分、強制執行と書いて出したら、大阪の常任委員会で、「あんな奴に民事事件ができるか」と言われたそうで、大阪地裁に着任してみると、網田さんの部の陪席になっていたのです。そういう経過で、私は、その時以後からしか刑訴研究会に本格的には出ていません。だから最初の『生きている刑事訴訟法』には何も書いていません。

私は、若い時からいろんな事件、職務としての裁判事件ではなくて、身辺の事件にぶつかってきまして、それが非常によかったんじゃないかと思っています。1つは、私は、戦争中に徴兵検査を受けて、徴兵されると決まってからずいぶん長く置いておかれまして。その間に、海軍工廠に勤労動員に行きましたが、一緒に行った学生が次々に入隊するなどの事情により、私一人海軍施設部で7か月ばかり地下工場の入るトンネル工事をするのを手伝っていました。その現場の海軍施設部の職員は、非常に手薄で、幹部職員は、部隊長の将校待遇の技師1人と、東京都の職員で徴用されている技手だけでした。ですから、私は、その子分みたいな現場監督まがい

のことをやってみました。その時現場で働いていた労働者の種類が、本来の海軍施設部の工具、工事を請け負っている飛鳥組の工具、海軍工廠から応援に来てる徴用工の人たち、刑務所の受刑者、そして朝鮮半島からけん銃を突き付けられて連れて来られたといわれていた人達です。僕は、半島からの人に直接事情を確かめる間もなく入隊したから、連行の事情までは確かめてはいません。このような5種類の労働者たちの中に入って、現場監督みたいな事をして、発破をかけて喜んでいたのですが、数名の死亡者が出た事故も経験し、非常に勉強になりました。

次に、裁判官になった途端に、私が同居していた、法的な親族ではありませんが近親者が殺人事件を起こしました。これは、当時大阪での著名な事件ですが、被告人の家族の心境をつぶさに経験することができました。

それから、任官後間もなく、今度は肺病になりましてね。発見された当時はまだ、ストレプトマイシンが使用できる前で、人工気胸を3年ぐらいやりました。不治の病だと言われていた時代ですので、静岡か浜松辺りの静かな所で療養しながら裁判官を続けようかなと思っていたことがあるんです。でも、ストレプトマイシンが意外に早く普及し、そのおかげで完治しました。それでも、10年間はやっぱり病気で悩まされました。そういう経験もありましたが、それも、裁判官としてよかったなと思っております。

それから、裁判官として非常に得な評価を受けたことがある。それは、判事補任官後10年を経過したとき釧路に転勤になり、赴任すると、それまで1年しか民事事件の経験がなかったのに、いきなり民事の裁判長をやらされることになりました。しかも、それまで釧路地裁は、裁判官が4人しかいなくて、民刑2ヶ部を揃えられず、民事事件は、4、5年間欠席判決以外の判決をしたことがなかった。僕らが赴任して裁判官が6人になり、民事部と刑事部の2つができて、それぞれ専念はできるという体制ができました。そこで初めて民事事件の裁判長をやりました。しかし、事件という

のは普通にやれば案外片付くもので、2人の陪席裁判官が優秀勤勉な方であったせいもあって2年間で格別の努力もしないのに古い事件はほぼ片付いてしまいました。古い民事事件を片付けたという思わぬ評価を、最高裁から受けるようになったようです。

それからもう1つ。大阪高裁に転勤したときに、私が所属した部は、代々裁判長が病気で、5年も6年も放っている事件が30件ほどあったんです。当時、最高裁で免訴するかどうかということが問題になっている時代ですので、大阪高裁では、古い事件を片付けざるを得なくなっていました。それで、私の所属した部については、古い事件を、総括裁判官である裁判長が3人構成で処理し、所属裁判官で1番期の古かった私が事実上裁判長となってもう1ヶ部を構成し、そこで、新しい事件をやるという案が考えられましたけれども、総括裁判官が健康上の理由でこれを断られました。それで僕が裁判長となって古い事件をやることになりました。これもやってみれば、簡単な税金の事件で、中身を見ないで放っているような事件もあって、意外に早く、2年の約束を一年半ぐらいで片付けちゃった。それで、大阪の古い事件を片付けて、大阪の裁判所の危機を救ったちゅうことになってですね。これも、怪我の功名ですわ。

それで、あいつは裁判官懇話会などをやってけしからんということで、僕は、高裁の総括の発令はないと思っていたんですけど、それが、事件処理のお蔭で意外と早く高裁の総括裁判官の発令をしてくれました。それで、高裁裁判長を最後として裁判官生活を終えることができました。しかも、最後は大阪に継続して21年間、地裁に5年、高裁で16年、在勤することができました。

以上、ありがとうございました。

(いしまつ・たけお／大阪弁護士会)